令和3年 第2回

身延町議会定例会会議録

令和3年6月 7日 開会 令和3年6月11日 閉会

山梨県身延町議会

令 和 3 年

第2回身延町議会定例会

6 月 7 日

令和3年第2回身延町議会定例会(1日目)

令和3年6月7日午前9時00分開議於 議 場

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員	の指名								
日程第2	会期の決定									
日程第3	諸般の報告	諸般の報告								
日程第4	町長行政報告並びに提案理由説明									
日程第5	議案第58号	令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号)								
日程第6	議案第59号	令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第								
		1号)								
日程第7	議案第60号	令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第								
		1号)								
日程第8	議案第61号	令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)								
日程第9	議案第62号	令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第								
		1号)								
日程第10	議案第63号	令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算								
		(第1号)								
日程第11	議案第64号	令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)								
日程第12	議案第65号	令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算								
		(第1号)								
日程第13	同意第4号	身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任								
		について								
日程第14	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ								
		いて								
日程第15	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ								
		いて								
日程第16	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ								
		いて								

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番 伊藤雄波 伊藤達美 2番 3番 望月唇良 4番 赤 池 朗 上田孝二 田中一泰 5番 6番 7番 野 島 俊 博 8番 河 井 淳 9番 芦澤健拓 福與三郎 10番 川口福三 11番 渡辺文子 12番 13番 広島法明 14番 柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

 4番 赤 池 朗
 5番 上 田 孝 二

 6番 田 中 一 泰

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22人)

長 笠井祥一 町 長望月幹也 副 町 長 保坂新一 課 遠 藤 教 育 総 務 長 基 会 計 管 理 者 小笠原正人 企 画 政 策 課 長 幡 野 弘 交通防災課長 佐藤成人 財 長 佐野美秀 政 課 課 税務 課 長 伊藤克志 町 民 長 穂坂桂吾 福祉保健課長望月融 観光 課 長 佐野和紀 子育て支援課長 松田宜親 産業課長高野修 土地対策課長 伊藤天心 建設課長望月真人 下 部 支 所 長 内藤哲也 環境上下水道課長 水 上 武 正 身 延 支 所 長 千頭和康樹 学校教育課長 深沢 泉 生涯学習課長 中山耕史 施設整備課長 羽賀勝之

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 大村 隆録 音 係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(大村降君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

(あいさつ)

ご着席ください。

○議長(柿島良行君)

本日は大変ご苦労さまです。

令和3年第2回身延町議会定例会の開会にあたり、議員ならびに執行部の皆さまにはお忙しい中をご出席いただき、ご苦労さまです。

本定例会に提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。 慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 なお、当議会におきましては、昨年同様に地球温暖化防止および省エネ対策に取り組むため、 本日から10月31日の間、上着、ネクタイの着用は自由とします。執行部におかれましても 同様としますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

4番 赤池 朗君

5番 上田孝二君

6番 田中一泰君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月11日までの5日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程される案件についてはお手元に配布のとおり補正予算案8件、人事 案件4件の合計12件が提案されています。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお、今定例会までに受理した請願はお手元に配布しました請願文書表1件のとおりです。 請願は所管の総務産業建設常任委員会に付託しますので審議をお願いします。

次に3月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布した議会関係諸行事報告

書により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告並びに提案理由説明について。

町長の報告ならびに説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

改めまして、おはようございます。

本日ここに令和3年第2回身延町議会定例会の開会に当たりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明いたしますとともに私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存であります。

まず、世界規模で影響を与え続けている新型コロナウイルス感染症が感染力の強い変異株のまん延により、いまだ全国的に猛威を振るっている中、日々感染症拡大防止の最前線でご尽力されている、すべての医療機関等の関係者の方々にこの場をお借りして敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

また、東京都を中心とした首都圏や大阪を含む関西圏、福岡、北海道、沖縄など3回目の緊急事態宣言が10都道府県に発令されるとともに、まん延防止等重点措置が各地で講じられており、新型コロナウイルス感染症対策の切り札であるワクチン接種が一日でも早く、すべての年代に向けて実施できればと願う次第であります。

そのような状況の中で、長期間にわたる経済ならびに生活への影響が懸念されることから、 町といたしましても、あらゆる手立てを模索し、町民の皆さまが一日も早く日常生活を取り戻 せますよう支援事業を予算化し、スピード感をもって取り組んでまいりたいと考えております。 それでは、これより行政報告を行います。

まず、令和2年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

令和2年度一般会計および特別会計の決算処理が5月末日付けで行われ、全会計において黒字決算となる見込みでありますことをご報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、9月定例会においてご説明をいたしますのでよろしくお 願いいたします。

次に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されたものであります。

令和2年度では、臨時交付金4億3,402万5千円を財源として町民1人当たり2万円掛ける2回、計4万円の町内限定の商品券配布事業をはじめ、地域活性化事業および災害時の避難所における感染症予防事業など総額5億6,989万7千円、全22事業を実施してまいりました。

令和3年度には、第3次配分された臨時交付金1億3,903万4千円を財源とした総額2億7,635万2千円、6事業を今回の6月補正予算において提案をいたします。

提案いたします主な事業につきましては、新型コロナウイルス感染の拡大が続き、人々の移

動と交流の制約が長期化し、本町の経済活動に甚大な影響を及ぼす中、商工会からの要望もあり、昨年度に引き続き町内の事業者へのさらなる支援と地域の消費喚起を促し、景気を下支えする町民1人2万円の商品券の給付事業を実施いたします。

給付対象者は8月1日を基準日として住民基本台帳に登載されている町民全員であります。 商品券は世帯主の方に簡易書留で郵送し、8月の下旬にお手元に届く計画となっております。 商品券の使用期間につきましては、9月1日から12月末日までを計画しております。

啓発用のぼり旗を目印に町内の各事業所でお買い物をしていただき、町民の皆さまの生活の維持向上にご利用いただきたいと思います。

次に観光施策としては、コロナ禍において従来とは異なる行動や旅行スタイルに対応するための努力が求められております。

また、インターネット利用者も年々増加している中で、旅行者が求める情報などデジタル触媒での活用がさらに加速しております。このことを踏まえ、観光PR関係予算として現在の状況に即した人との接触を伴わないインターネットを活用した非接触型の観光プロモーションを展開するため、観光情報に特化したwebサイトを新たに構築し、本町観光資源、特色などの魅力をきめ細やかに情報発信し、旅行者の行動をさらに促進いたします。

また併せて誘客を促進させる観光PR動画の作成等も行い、デジタル情報発信の基盤強化を 図ります。現況のコロナ禍の状況を念頭に置きながら、持続可能な観光という視点に立ち、新型コロナウイルス感染の収束後は本町に興味を持ってお越しいただけるような情報発信を行い、観光振興や地域の活性化につながる施策を展開してまいりたいと考えております。

次に新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、町の実施計画に伴い接種体制を整え、まず優先順位による高齢者向けの接種を行うに当たり、感染すると重症化しやすい年齢の高い方から集団接種をはじめ、5月23日より下山小学校体育館において実施してまいりました。

接種初日の23日は90歳以上の454人に接種を行い、接種2日目の5月29日には86歳以上の402人、また6月6日には82歳以上85歳までの488人に接種しております。これまでに町内の高齢者の約25.8%に当たる方々の1回目の接種を終えています。こののちも順次、年齢は段階的に下げながら7月末までに希望します高齢者への二度の接種を終える予定です。

高齢者向けのワクチンについては、国から十分な量が届けられていますので、接種券等が届いたら焦らず速やかに電話での予約受け付けをお願いしたいと思います。

幸いにもこれまでに重篤な副反応等の症状の出た方はおりません。引き続き安心・安全で円滑なワクチン接種事業を鋭意実施してまいります。

次に国民健康保険税および介護保険料の減免についてであります。

このことについて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる令和3年度分の国民健康保険税および介護保険料の減免措置を実施するものです。

先の第1回臨時会において関連条例の改正をご議決いただきましたので、減免を必要とする 方々へ確実に周知が行えるよう、様々な方法での広報に努めてまいります。

次に低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業についてであります。 このことについては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、低所得者子育て世 帯の生活を圧迫していることに鑑み、国の補助を受け給付金事業を実施いたします。 ひとり親世帯については県が実施主体となりますが、それ以外の世帯については町が実施主体となります。支給対象者は18歳未満の児童を養育する父母等であり、かつ令和3年度分の住民税が非課税である者、または家計が急変した世帯であること等の要件を満たす養育者に対し児童1人当たり一律5万円を支給いたします。

本町では対象者86名を見込み、事業費430万円と、それにかかる事務費209万4千円を6月補正予算に計上いたしております。

次に乳幼児オムツ購入費助成事業についてであります。

このことについて、令和3年3月議会定例会において予算の議決をいただきましたが、その 後の状況を報告いたします。

5月末現在、1歳未満児16名、1歳児20名、2歳児18名、合計54名の保護者52人に対して助成をいたしましたので報告をいたします。

また今後、支給申請があり次第、速やかに支給手続きを行ってまいります。

次に中部横断自動車道の全線開通についてであります。

令和3年4月27日に国土交通省から中部横断自動車道下部温泉早川インターチェンジから南部インターチェンジ間が本年9月の開通を目指すと発表がなされました。

今回、全線開通する見通しが明らかになったことは、開通を心待ちにしていた私たち地元に とって非常にうれしいことと思っており、全線開通によりさらなる企業進出や広域観光の振興 など沿線地域の活性化にも大きく期待しているところであります。

国土交通省におかれましては、発表どおり9月の全線開通に向け、より一層、安全と品質確保に留意し、残る工事を着実に進めていただけるようお願いをするものであります。

次に令和3年第1回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

本議会定例会には議案第58号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号) および議案 第59号 身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) から議案第65号 身延町下部奥 の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号) までの補正予算8議案をご提案いたします。

また、人事案件といたしまして同意第4号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についておよび諮問第2号から第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることの4人事案件をご提案いたします。

ご提案いたします、いずれの議案等につきましては、今議会定例会においてご議決・ご同意 等をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

冒頭、申し上げましたとおり、先月より実施しています新型コロナウイルスワクチン接種に引き続き職員一丸となって対応し、一日でも早く町民の皆さまに安全・安心な日常生活が取り戻せますよう鋭意取り組んでまいる所存でありますので、町民の皆さまや議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げまして、行政報告ならびに提案理由説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(柿島良行君)

町長の行政報告ならびに提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第58号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号)

日程第6 議案第59号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第60号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第61号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第62号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第63号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第64号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第65号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号) 以上の8議案は、補正予算案でありますので一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野美秀君)

議案第58号から議案第65号までの令和3年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

議案第58号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,650万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,819万4千円といたしました。

第2表地方債の補正についてご説明いたします。

第2表地方債補正により地方債の限度額を変更および追加します。

緊急自然災害防止対策事業債は1,100万円を増額し、補正後の限度額を2,100万円といたしました。増額の要因は令和3年度緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、町道改良事業および河川整備事業に同事業債を充当するためであります。充当率100%、交付税措置70%です。

町道改良事業に250万円を充当し、対象事業は記載のある町道桜清水遊亀橋線道路改良工事であります。

また河川整備事業に850万円を充当し、対象事業は記載のある下垈沢川河川整備工事であります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明させていただきます。

15款2項1目総務費国庫補助金1億4,061万9千円を増額いたしました。個人番号カード交付事務費補助金21万円を計上いたしました。これは個人番号カード交付電子証明書発行通知郵送料へ充当し、補助率は10分の10であります。疾病予防対策事業等補助金137万5千円を計上いたしました。

2ページ目をお開きください。

これは新型コロナウイルス検査費用助成事業へ充当し、補助率は2分の1であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,903万4千円を計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業へ充当し、補助率は10分の10であります。

15款2項2目民生費国庫補助金639万4千円を増額いたしました。子育て世帯生活支援 特別給付費補助金639万4千円を計上いたしました。これは子育て世帯生活支援特別給付金 事務事業費へ充当し、補助率は10分の10であります。

15款2項4目土木費国庫補助金1,264万円を増額いたしました。道路メンテナンス事業費補助金1,264万円を計上いたしました。これは波木井南橋橋梁修繕工事詳細設計業務

7橋へ充当し、補助率は61.6%であります。

16款2項7目教育費県補助金202万5千円を増額いたしました。学力向上支援スタッフ 配置事業費補助金101万1千円を計上いたしました。身延清稜小、下山小、身延小、身延中 学校へ配置した町単講師の人件費へ充当し、補助率は3分の2であります。

スクールサポートスタッフ配置事業費補助金101万4千円を計上いたしました。各小中学校に配置するスクールサポートスタッフの人件費へ充当し、補助率は3分の2であります。

21款3項1目1節総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金100万円を計上いたしました。

3ページをお開きください。

企画政策課所管分の一般コミュニティ事業の助成であります。対象団体は根子区となります。 22款1項3目土木債1,100万円を増額いたしました。町債の増額につきましては、第 2表地方債の補正の説明のとおりであります。

歳出予算について、増減額の主な理由をご説明します。

歳出補正予算の各科目における人件費の増減内のうち4月1日付け人事異動および早期退職 等に伴う増減の説明は省略いたします。

1款議会費について説明いたします。

役務費7万7千円の増額分は議員用タブレット初期設定費を計上いたしました。

2款総務費について説明します。

1項6目企画費、コミュニティ助成事業補助金100万円を計上いたしました。補助対象団体は根子区で一般コミュニティ事業助成金として100万円を助成され、地区公民館関係備品および館内のLED照明を整備するものです。

1項11目まち・ひと・しごと創生事業費、細目4観光資源魅力アップ事業70万円を計上いたしました。みのぶ自然の里ウッドデッキ等塗装修繕費であります。

1項12目新型コロナウイルス感染症対策事業費、細目1新型コロナウイルス検査費用助成 事業275万円を計上いたしました。高齢者が介護施設などに入所する際に行うPCR検査、 抗原定量検査費用であります。

細目2子育で世帯生活支援特別給付金事務費209万4千円を計上いたしました。給付金事業に伴うシステム導入業務委託費であります。

細目3子育て世帯生活支援特別給付金事業費430万円を計上いたしました。子育て世帯生活支援特別給付金1人当たり5万円を86人に支給いたします。

4ページをお開きください。

1項13目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費、細目1商品券配布事業2億2,870万3千円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大により町内の消費が低迷しているため、町民1人当たり2万円の町内限定の商品券を配布する事業の関係経費であります。

細目2観光PR事業3,143万8千円を計上いたしました。緊急事態宣言等により町内への観光者が激減する中、デジタルコンテンツを主体に非接触型の観光PRを実施し、収束後の観光者を増加させるための関係経費であります。

細目3やまなしグリーン・ゾーン認証制度取得奨励事業100万円を計上いたしました。山 梨県で実施しているやまなしグリーン・ゾーン認証制度を商工会において認証取得奨励事業と して実施し、認証を取得した事業所に取得に対する奨励金として補助するものです。

細目4テレワーク設備整備事業750万2千円を計上いたしました。感染症対策として在宅 勤務など多様な働き方の拡大に対応できるテレワーク設備整備事業を実施するための関係経費 であります。

細目5下部奥の湯温泉事業繰出金358万4千円を計上いたしました。下部奥の湯温泉使用料、令和3年4月分から令和4年3月分まで減免に伴う繰出金であります。

細目6新型コロナウイルス検査費用町単独助成事業412万5千円を計上いたしました。高齢者が介護施設に短期の入所等をする際に行う抗原定量検査の費用を対象として、月1回限度とし年11回まで検査費用の補助金であります。

- 5ページをお開きください。
- 3款民生費について説明いたします。
- 2項7目特定教育・保育設備費、民間保育所事業費補助金35万4千円を計上いたしました。 対象施設は大野山保育園であります。また障害児保育事業推進費補助金82万9千円を計上い たしました。対象施設は同じく大野山保育園であります。
 - 4款衛生費について説明いたします。
- 1項1目保健衛生総務費、細目2地域活動支援センター管理費99万2千円を計上いたしました。低濃度PCB廃棄物を処理するための業務委託費であります。
- 3項1目簡易水道運営費、小規模簡易水道整備事業補助金69万3千円を計上いたしました。 対象は大子山簡易水道組合であります。
 - 6款農林水産業費について説明いたします。
- 1項3目農業振興費1,057万1千円を計上いたしました。身延町下部農村文化公園内にある付帯施設の解体を行うための工事請負費であります。
 - 6ページをお開きください。
 - 8款土木費について説明いたします。
- 1項2目道路橋梁新設改良費、緊急自然災害防止対策事業債充当事業費250万円を計上いたしました。対象工事は町道桜清水遊亀橋線道路改良工事であります。
- 1項3目道路メンテナンス事業費に道路メンテナンス事業補助金充当事業費2,520万円を計上いたしました。対象箇所は波木井南橋橋梁修繕詳細設計業務で、ほか6橋であります。
- 3項1目河川維持費緊急自然災害防止対策事業債充当事業費850万円を計上いたしました。 対象工事は普通河川、下垈沢川河川整備工事であります。
 - 10款教育費について説明いたします。
- 1項3目施設整備費、細目4健康増進施設建設事業費110万円を計上いたしました。健康 増進施設温泉館詳細設計業務委託費であります。

7ページをお開きください。

- 4項2目公民館費、細目1公民館運営事業費86万2千円を計上いたしました。梅平2区集落公民館エアコン取り替え工事に伴う補助金であります。
- 5項5目和紙の里費、細目3和紙の里管理費50万円を計上いたしました。和紙の里の味菜 庵休業補償金であります。
- 6項2目体育施設費、細目3下部体育館運営管理費24万7千円を計上いたしました。下部 体育館汚水排水ポンプ取り替え修繕工事費であります。

8ページをお開きください。

議案第59号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ463万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ16億1,542万5千円といたしました。

補正の内容は、4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

議案第60号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,601万7千円といたしました。

補正の内容は、4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

議案第61号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,964万1千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

7款1項2目その他一般会計繰入金事務費繰入金145万2千円を計上いたしました。令和3年度税制改正に伴う介護保険システム改修業務へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由をご説明いたします。

1款1項1目一般管理費に145万2千円を計上いたしました。税制改正に伴う介護保険システム改修業務委託費であります。

9ページをお開きください。

議案第62号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ7億4,946万2千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金389万8千円を計上いたしました。中山間総合整備 事業に伴う配水管敷設替え工事へ充当いたします。

7款1項1目雑入115万9千円を計上いたしました。中山間総合整備事業に伴う配水管敷設替え工事の補償金であります。

歳出予算について、増減額の主な理由をご説明します。

1款1項1目簡易水道管理費389万8千円を計上いたしました。中山間総合整備事業に伴う配水管敷設替え工事であります。

3款1項1目元金は中山間総合整備事業に伴う配水管敷設替え工事の財源組み替えに伴うものです。

議案第63号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,729万6千円といたしました。

補正の内容は、4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

10ページをお開きください。

議案第64号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ4億512万1千円といたしました。 補正の内容は、4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

議案第65号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)について 説明いたします。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款1項1目温泉使用料374万8千円を減額いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対策に伴う下部奥の湯温泉使用料、令和3年4月分から令和4年3月分まで減免による減額であります。

5款1項1目下部奥の湯温泉事業基金繰入金16万4千円を計上し、温泉管理費に充当するとともに2項1目下部奥の湯温泉事業繰入金では温泉使用料減免に伴う一般会計繰入金358万4千円を計上し、特別会計の歳出財源を確保するものであります。

歳出予算について、ご説明いたします。

1款1項1目温泉管理費において、温泉使用料減免に伴う財源組み替えをいたしました。 以上で議案第58号から議案第65号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第13 同意第4号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは、同意第4号についてご説明申し上げます。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜 県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 身延町大城884番地

氏 名 手塚正太郎

生年月日 昭和24年10月7日

提案理由を申し上げます。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員に欠員が生じたので、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。

○議長(柿島良行君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため内容説明は省略します。

日程第14 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第16 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の3案件はいずれも人事案件でありますので、町長から一括して提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

それでは、諮問第2号から諮問第4号についての提案理由を説明申し上げます。

まず諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規 定により議会の意見を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町波木井4381番地1

氏 名 北川幸弘

生年月日 昭和29年7月3日

提案理由を申し上げます。

令和3年9月30日に北川幸弘委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。 これが議会の意見を求める理由でございます。

諮問第3号、また諮問第4号につきましても同じく令和3年9月30日に任期が満了する再任の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありますので、記の部分のみ説明を申し上げたいと思います。

諮問第3号

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町大炊平397番地

氏 名 伊藤稔

生年月日 昭和29年8月6日

諮問第4号

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町伊沼719番地

氏 名 深澤正史

生年月日 昭和23年6月24日

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(柿島良行君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため、内容説明は省略します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(大村隆君)

相互にあいさつを交わし終わります。 ご起立をお願いいたします。 相互に礼。 ご苦労さまでした。

散会 午前 9時49分

令 和 3 年

第2回身延町議会定例会

6 月 8 日

令和3年第2回身延町議会定例会(2日目)

令和3年6月8日午前9時00分開議於 議 場

1. 議事日程

日程第 1 諸般の報告 日程第 2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊	藤	雄	波	2番	伊	藤	達	美
3番	望	月	悟	良	4番	赤	池		朗
5番	上	田	孝	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	6番	田	中	_	泰
7番	野	島	俊	博	8番	河	井		淳
9番	芦	澤	健	拓	10番	福	與	三	郎
11番	渡	辺	文	子	12番	Ш	口	福	三
13番	広	島	法	明	14番	柿	島	良	行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22人)

町 長望月幹也 副 町 長 笠井祥一 長 保坂新一 教 育 総 務 課 長 遠 藤 基 会 計 管 理 者 小笠原正人 企 画 政 策 課 長 幡 野 弘 交通防災課長 佐藤成人 財 政 課 長 佐野美秀 税務 課 長 伊藤克志 町 民 課 長 穂坂桂吾 福祉保健課長望月 観光 課 長 佐野和紀 融 子育て支援課長 松田宜親 産業課 長 高野 修 建設課長望月真人 土地対策課長 伊藤天心 下部支所長内藤哲也 環境上下水道課長 水 上 武 正 身 延 支 所 長 千頭和康樹 学校教育課長 深沢 泉 生涯学習課長中山耕史 施設整備課長 羽賀勝之

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 大村 隆録 音 係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長 (大村隆君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

(あいさつ)

ご着席ください。

○議長(柿島良行君)

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

次に広報編集委員長から議会広報編集のための写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで財政課長から議案第62号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の昨日の説明について、説明内容の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。 佐野財政課長。

○財政課長(佐野美秀君)

貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

昨日の議案第62号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算の歳入予算の中で 5款1項1目簡易水道一般会計繰入金331万7千円と言うべきところを389万8千円と発 言いたしました。訂正をお願いし、お詫び申し上げます。

日程第2 一般質問。

通告の1番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員(野島俊博君)

通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしくご回答をお願いいたします。 それでは始めます。

新型コロナウイルスに私たち、自治体、職員の皆さんがどう向き合うべきか。このことについて、ちょっと考えてみたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大に収束の兆しが見えないということですね、現在。東京をはじめ各都市で市中感染が続いておりますけども、突発的なクラスター発生も全国で相次いでおり、予断を許さないということでございます。

いまだ、コロナ禍を乗り越えた先が見通せない状況にあります。現在、把握できているのは実は事実関係に過ぎません。新型コロナウイルスが世界的なパンデミックを引き起こし、死者・重症者を含めて多くの健康被害を出したこと。感染した場合、高齢者や特定疾患の有病者には重症化の傾向が強い一方で若年者では軽症、無症状に留まる傾向があること。そして無症状であっても感染源となり得ること。そして被害拡大を防ぐためには行動変容が求められること。ここに感染症による直接的な健康被害の実態を書き出すだけでも最大なリストが出来上がりそうでございます。

いずれにしても、これらエビデンスを積み重ね、分析・検証することを通じて、新型コロナウイルスと、それがもたらす、コロナ禍を巡る不確実性を徐々に縮減して疫学的、医学的な解決の方途を粘り強く模索することしかないような気もいたします。

それと、もう1つ、私たちもそうですね、自治体職員の皆さんもそうでございますけども、 業務継続の大切さということが言われております。感染症対策の最前線に立つ一部の健康医療 に従事する職員を除くと、大多数の自治体職員にとって新型コロナウイルスとどう向き合うべ きかという問いは疫学的・医学的な対応よりは公衆衛生上のマナー、身体的距離の確保、3密 を避ける、手洗い、咳エチケットなどの順守をはじめ、一般市町村民同様の新しい生活様式、 新型コロナウイルス感染症専門家会議提言によりますと、基づく行動変容がその回答になると 思います。

今さら当たり前ではないかと思われるかもしれませんけども、しかし実は極めて大事なことであって、過去の疫病の歴史が語るように、同条件であればウイルス感染は同じ確率で起こり得るということでございます。身分の帰属や社会的地位の如何にかかわらず、変わらない無差別さが特徴であり、今回の新型コロナウイルスに当てはまることは、イギリスでは一般市民のみならず王室の皇太子や市長も罹患したことからも明らかでございます。

実際、国内でも多数の自治体職員が感染しております。自治体職員も住民、国民であると。 一人の人間として健康が大切なのは言うまでもございません。そこに基礎的なエッセンシャル ワークの担い手であることが加われば、別次元の意味を帯びるものでございます。

自治体職員は、組織体として業務継続してはじめて自治体の使命である住民の福祉増進を果たし得るからでございます。

以上、前置きをしましたけども、これから質問に入らせていただきます。よろしくご回答をお願いいたします。

コロナによってマクロ経済、GDPが30兆円減りまして、失業者は60万人に達したという状況でございます。一方ミクロ経済は、街中景気が完全に引き込み、閉店や廃業する経営者が後を絶たない状況でもございます。

コロナ感染拡大は、地方自治体の財政にも多大な影響を及ぼしております。本町もこの感染 拡大を防止・抑制するために様々な対策を講じてきております。

本来このような国難というべき疾病災害については、国民の生命・安全を守るため、私は国が全額負担すべきものであると思っておるところでございます。

併せて、今後の財政計画およびその目標について尋ねていきます。よろしくご回答をお願い いたします。

まず①でございますけども、令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響により町税等の大幅な減収が見込まれ、かつてないほど厳しい予算編成であるが、本町にお

いても新たなスタートを切る重要な年度であり、今後の財政運営のご所見を伺います。回答をよろしくお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

佐野財政課長。

○財政課長(佐野美秀君)

お答えします。

令和3年度の当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本町の 法人町民税等の町税収入が大幅な減収となるなど、極めて厳しい状況下での予算編成となりま した。新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、感染症対策や住民生活に直結した事業 にしっかりと対応していくためには、税収減による減収補てん措置や地方創生臨時交付金の追 加交付など、国による全面的な財政措置を引き続き強く求めていきます。

今後も厳しい財政運営が続くと考えております。そのような中で、各施策を着実に成果へと つなげていくためには、既存事業の見直しをはじめ、行政運営を無駄なく効率的に促進してい くことが必要であると考えます。

今後の本町財政運営に際し、町民のニーズの的確な把握と財源の捻出の工夫、非効率な支出 の改善など、とことん考え抜き粘り強く答えを導き出していくことで、最小のコストで最大の 成果を生み出すことが求められていると考えます。

以上です。

○議長(柿島良行君)

野島俊博君。

○7番議員(野島俊博君)

今、回答をいただきました。業務継続の大切さが今、よく分かりました。これを引き続き続けていただいて、よりよい業務に携わっていただきたい、よろしくお願いいたします。

次に移ります。

②でございますけども、コロナ禍により文化やスポーツのイベント等が縮小されている中、 今後どのように事業展開されるかお考えをお尋ねいたします。回答をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長(中山耕史君)

ご質問いただきました内容につきまして、お答えさせていただきます。

まずは文化・スポーツイベントの状況についてですが、本町の生涯学習課が所管する事業を 前提といたしまして、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度と令和2年度の状況 を比較しましたところ、令和元年度には生涯学習課が所管する事業については140事業が実 施されておりました。

同様な定義に基づき、令和2年度に実施された事業を比較したところ、130事業を計画しましたが、74事業が中止などの措置が取られました。こうした状況は令和3年度においても同様な状況が続いており、個人や少人数でのグループ等は感染症予防対策を講じながら活動を始めてはおりますが、生涯学習事業においては、令和2年度同様に感染防止の観点から活動を自粛した状況が続いております。

こうした状況ではありますが、現在、新型コロナウイルス感染症予防対策として実施してお

ります全町民を対象としたワクチン接種事業が進められ、本年度中の接種完了となる見込みです。

このような環境が整うことで、令和4年度以降には随時、生涯学習活動も徐々に回復していくものと考えております。

ご質問いただきました今後の事業展開でありますが、まずは令和元年度に実施された事業内容を再度精査しつつ、各種計画に基づき生涯学習の推進に努めてまいりたいと考えております。 具体的に申しますと、本年度、第1回3月定例会において教育長による教育方針でも触れておりますように、西嶋和紙の里等の生涯学習施設の新たな活用策の検討や建物などの施設整備に向けた取り組みを進めます。

生涯学習課が所管します事業は、公民館活動の推進、生涯スポーツの推進、文化芸術の振興、 青少年健全育成および文化財の保護など、多岐にわたり町民一人ひとりが充実した暮らしを実 感できるように、各関係団体と連携を図り、多くの町民に生涯を通じた学習する機会や意義を 感じてもらい、豊かさを実感できるように努めてまいります。

以上になります。

○議長(柿島良行君)

野島俊博君。

○7番議員(野島俊博君)

よく分かりました。業務継続の大切さもしっかり整っておりますし、今後も引き続き状況を 見ながら取り組みを進めるということで、一つは安心もあります。

それでは、次に移ります。

③番、町職員の新型コロナウイルス感染対策について伺います。取り組み等があったら、よろしくご回答をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤基君)

お答えいたします。

町では新型コロナウイルスの感染を防ぐために、各種予防策を講じるとともに今後、職員が 感染した場合を想定し、住民生活等への影響を最低限とするため、迅速・適切な対応により感 染の拡大防止を図るための基本となる事項について定めることを目的として、身延町役場職員 等の新型コロナウイルス感染症にかかる予防対応マニュアルを作成しております。

職場における感染予防対策につきましては、職員の健康管理、安全管理および行政機能の維持、業務の継続性確保の観点から職場内での感染防止策のみならず通勤や私生活での感染防止 等の取り組みを強化しております。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の予防のための主な取り組みは、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、室内の換気の励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等であります。

特に人と人との接触機会を極力低減すること、出張等による移動を減らすためのテレビ会議等を活用すること、換気を徹底することや職場でもお互いの距離を十分に取ること等を通じて3つの密、密閉空間、密集場所、密接場所を避けるなど職場内外での感染防止行動の徹底について、正しい知識を持って職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいくことが必要であり

ます。

このため、本町新型コロナウイルス感染症対策本部では、新型コロナウイルス感染症の拡大 防止に積極的に取り組む方針をすべての職員に伝えるとともに、職員も取り組みの趣旨を踏ま えて感染防止に向けた一人ひとりの行動変容を心がけていくことが重要だと考え、課長会議や 職員用のインフォメーションを通じて周知徹底を図っております。

また、職員の健康状態の把握にも努め、定期的な検温など平常時における健康状態の把握に配慮しております。

職員本人や職員の同居する家族が新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる発熱等の症状がある場合の対応については、関係機関と連携を取り、早期にPCR検査等を実施できるよう職員行動等の指導を徹底し、万が一の場合に備え、組織的に感染対策に取り組むこととなっております。

今後、64歳以下の新型コロナのワクチン接種、予防接種につきましては、職員も積極的に接種するよう心がけ、本町における集団免疫の拡大につなげていき、職場内における職員はもとより町、町内全体において新型コロナ感染拡大を抑止できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

野島俊博君。

○7番議員(野島俊博君)

ご苦労さまです。市町村ならではの機敏さというものが伝わってきたわけでございますけども、この件につきましても、出口戦略をしっかり報告されたわけでございますけども、ぜひこれを全員が見られるところへ、これは当然あるわけですね、このマニュアルというのは。いつでも見られるようにはなっているわけですね。それが一番大事なことだと思いますけども、こういうことを続けていただいて、市町村行政に専担性という特殊が認められるということでございますので、ぜひひとつ今後とも町長をはじめ全員がこういう方向で向かっていっていただければ大変ありがたいということでございます。

それでは次に移りますけども、④番ですね、緊急事態宣言が発令された地域への出張が必要な場合、どのように判断されているのか、回答をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤基君)

お答えいたします。

現在、緊急事態宣言が発令された地域への出張が必要な場合のみならず、国・県では出張等による人の移動を減らすためにテレビ会議等を積極的に導入し活用しております。

しかしながら、どうしても対面的な出張が必要な場合は、移動手段として電車、バス等の公 共交通機関の利用を避けまして、公用車での出張としております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

野島俊博君。

○7番議員(野島俊博君)

今まで回答をいただきまして、コロナ禍を契機に新しい生活様式をはじめ、社会の在り方そ

のものを見つめ直そうという動きが感じられました。

働き方、暮らし方のみならず価値観が根底から変わるようなパラダイムシフトを前にしているということでございまして、行政についても同様でございます。

中でも行政のデジタル化は急ピッチで進められると思いますけども、しかし自治体が住民福祉の増進を使命として、エッセンシャルワーカーである自治体職員がその重要な担い手であることには変わりはないだろうと思います。

コロナ禍を乗り越えた先にも、様々な不確実性が待ち構えているはずでございます。戸惑い、 道を見失いかけたときには、住民に最も身近な政府である自治体行政の原点、身近さ、現場性、 透明性、専担性という4つの特質に立ち返って考えることをお願い申し上げまして、私の一般 質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長、以上で終わります。

○議長(柿島良行君)

野島俊博君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は9時45分とします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時45分

○議長(柿島良行君)

再開します。

次は通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

通告に従って一般質問を行います。

政府はワクチン接種に前のめりになっているというような状態ですけれども、新型コロナウイルスのワクチンは本当に安全なのでしょうか。

先日、関西地方から私たちが住む常葉という地区に移住してきた方が私を訪ねてこられまして「ワクチンは本当に安全ですか」というふうに聞かれました。私が何か知見を持っているわけではありませんので、自分の経験からいろんな話をしました。

私は30数年前にアメリカのFDA、食品医薬品局というところが、ちゃんとした試験をしないと認めませんよということで、GLP、Good Laboratory Practiceという、そういうものを各研究所がつくりなさいと。それからQAUといって、Quality Assurance Unit、それの品質管理をする部門をつくりなさいという指令を出しました。

私のたまたま個人的な知り合いで、私の妻の友人が関係している日本ハイポックスという医薬品開発の研究所がありまして、ここは動物実験だけをする会社なんですけども、そちらに勤めていたことがあります。その中で医薬品の開発というものがどんなものなのかということを大体学んだので、そのへんについてお話しますと、医薬品の開発というのは非常に時間と金が

かかるものです。時間的には9年から15年。それから費用が100億円から200億円。時には何百億円、それをオーバーするような場合もあります。そういうふうな中で、医薬品の開発というのは進むわけです。

はじめに医薬品の薬効があるかどうかという実験を動物で行います。それから動物を使って、いろんな安全性の試験を行います。急性毒性、波及性毒性、慢性毒性、それから胎児のいる動物の安全性、そういうふうなものをいろいろ調べた結果で人間の、いわゆる臨床試験に移っていくわけですけども、この臨床試験も第一層から第三層まで、フェーズ1からフェーズ3という3段階の臨床試験があって、そこではじめて医薬品として認められる。これが承認されると、それが発売されて10年間は特許があって、その間は誰も触れないという。それがなくなると、いわゆるジェネリック医薬品になるわけです。

そういうことで、本来は大変時間と金のかかる医薬品の開発なんですけども、今回、日本では、日本だけでなくアメリカでもそうですけども、特別承認ということで、臨床試験をどれだけやったのかよく分からないような状況の中で承認をしております。

日本でこのワクチンをファイザーから受けるということで、それが1億2千万回分あるそうです。それは1回の投与が2千円ということなので、2,400億円でいいんですか、計算がちょっとよく分からない、大きすぎて分かりませんけども、2,400億円は少なくともファイザーに支払わなければならないということになっています。

日本ではこのほかにアストラゼネカとかモデルナとか、いろんなところから買い入れることになっていまして、日本の人口1億人とすると、その2回分で2億回分は用意しなければいけないということで、非常に費用のかかる話ですけども、これはすべて国が負担するということになっております。

しかし、皆さん、安全性については、国は何にも言っていませんよね。ワクチンを打ったほうが打たないよりもメリットがあるという言い方だけで、安全だから打ちなさいということを聞かれた方は、どなたもいらっしゃらないんではないかと。ワクチンの安全性は十分には証明されていないわけです。そんな中でワクチンの接種がどんどん進められていて、本町でも進められているわけです。

その点につきまして、予備知識といいますか、そういうものがある中で皆さんも考えていただきたいと思うんですが、福祉保健課には非常に負担がかかる事業だと思います。ワクチンは国が買うけども、そのワクチンを打つ仕事はすべて市町村に丸投げということで、大変市町村の、特に本町の場合には福祉保健課の課長以下、多くの皆さんが大変な苦労をされているんではないかなと思います。

5月11日付けの山日新聞で、長崎知事がワクチン接種に従事する医療従事者の不足を市町 村から訴えられたということで、国立病院機構でカバーしてほしいという要望をオンラインの 都道府県知事会で提案したという報道がされました。

すでに全国の市町村で接種事業が進められている中で、このような発言をすることには、私 は大変違和感があったんですけども、グリーン・ゾーン認証事業を国に提案したのと同じよう な考え方で、知事の得意のパフォーマンスではなかったのかなと考えます。

実際に医療従事者が不足しているということならば、接種が始まる前に対応すべき事柄であると思ったわけですけども、理解に苦しむ提案でした。

本町では飯富病院、身延山病院、下部病院という3つの病院があり、それらの医療機関の協

力で接種事業がスムーズに進行していると思いますが、医療従事者と介護従事者の双方の接種 は十分に行われているのでしょうか。接種の現場では何人の医師、看護師の皆さまに対応して いただいているのでしょうか、お聞きします。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

本町には中核病院としまして、身延山病院、飯富病院、しもべ病院の3病院があります。そちらの医療従事者の方のワクチンについては、県の主導の下、希望人数を把握し、ワクチンを確保して順次、2月末より病院の責任において接種してきております。町内の高齢者施設等の嘱託医も3病院が兼ねており、それぞれ高齢者の入所している施設へ出向き、通常、医師1人、看護師1名から2名で延べ30日間ほどかけて接種いたします。入所者同様、希望しました施設の介護従事者の方にも施設内で接種をしてきております。

また集団接種について5月23日から始められており、1日毎回医師4名、看護師7名から8名が接種会場に出向いてもらい、接種の協力をいただいております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

次の質問を行います。

医療従事者と介護従事者の人数と、ワクチンを2回接種が済んだ人数は何人で、1回だけしか接種していない方は何人でしょうか。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

医療従事者の皆さんのワクチン接種について、先ほど答弁しました町内の3病院に確認しましたところ、医療従事者382人に対して5月末の時点で2回接種を終えている人は269人。まだ1回だけの人は89人となっております。残りの24人は接種の希望がなかったようです。また、高齢者施設等の高齢者が入所しています施設の従事者については、本町では入所者と合わせて接種をしてきておりますが、やはり5月末時点で従事者263人に対しまして2回接種を終えている人は75人。まだ1回だけの接種者は98人となります。残りの90人はこれから1回目の接種を行ったり、希望されない方のようです。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

今の答弁にもありましたけども、医療従事者の中でも、あるいは介護従事者の中でも接種を 希望されない方が、計算上は10%以下ですけれども、いらっしゃるようです。これは先ほど 申し上げた安全性の問題があるからではないかなと私は推測しておりますけども、今後、接種 券を各該当者に配布して、それによって希望者、あるいは希望しない人が確認できるのではないかと思いますけども、そのへんを今後よく確認してまいりたいと思っております。

毎日、山日の一面に今日のワクチン接種という欄がありまして、高齢者と高齢者施設の2種類が掲載されています。本町の場合は、まだ高齢者の接種が始まっていない時期でしたので、高齢者施設のみが掲載されていることが多かったと思います。これについては、何人かの町民からも聞かれましたけれども、要するに高齢者の接種より先にいくつかある高齢者施設への接種が行われたということだと思いますけども、高齢者施設のすべてで順調に行われて、すでに2回の接種が完了しているのかどうか、ある施設の責任者から聞いたところでは、6月初旬までに一部の職員を除いて2回の接種が終了しているという報告もありました。

高齢者施設で働く人たちへの接種が完了していないと、収容されている人たちの安心・安全が確保されませんので、これはぜひとも早めに完了してほしいものと思いますけども、状況を伺います。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

すみません、今の答弁につきましては、4番の質問ということでよろしいでしょうか。

○議長(柿島良行君)

3番ですよね。

○福祉保健課長(望月融君)

それでは、お答えさせていただきます。

高齢者という表示されている意味につきましては、山日の新聞の一面欄において、その項目が毎日掲載をされております。こちらにつきましては、4月の中ごろより高齢者のワクチン接種が始まりまして、その日にワクチンの接種が実施されます県内の市町村の状況が山日記者の調べにより掲載が行われてきております。その欄の高齢者施設となっているものは、掲載されています市町村内で高齢者施設の入所者および施設従事者が、その当日に接種が実施されることを表しているものとなっております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

本町には高齢者施設が相当数あると思いますけども、そのうちのどういうふうな順序で行われているのか、詳しい話をちょっと省きますけども、高齢者施設で多くの方に、施設従事者に接種が実施されることを希望いたしております。

4番目の質問ですけれども、2回の接種のあと3週間以上経過後にワクチンの効果でウイルスへの抗体ができると聞いています。

7月末までに接種が完了しても、それでは高齢者の方はオリンピック会場や、その周辺に行くことはできないと思います。

接種がこれほど遅れているのは、先進国では非常に珍しいと言われていますし、開催に前のめりになっている菅さんをはじめ政府関係者、IOC関係者もワクチン接種がもっと行き届いていれば安心・安全な大会が開催できたのにというふうに言っていると聞いています。

基礎疾患のある方と高齢者は優先的に接種が受けられることになっていたはずですけども、 その取り扱いについてお聞きします。

この原稿を作成したのは5月26日ですけれども、本町の高齢者への接種は5月23日から 始められました。7月31日までには2回の接種が終了するという予定だということですけど も、予定のワクチン数はしっかり確保されているのかどうか。これまでに1回接種を受けた人 は、高齢者は何人で、2回接種を受けた方は何人なんでしょうか、お聞きします。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

これまで高齢者が入所されています施設において、接種を終えている高齢者と集団接種の会場で5月23日、5月29日の両日までに接種を終えています方を合わせまして、1回だけ済んでいる方が1,132人、2回目を済んでいる方が179人です。これまでに高齢者施設で入所されています接種希望をしました高齢者は、すべて1回目の接種を終えて2回目の接種に入っております。集団接種につきましては、接種計画により年齢上位の方から5月23日より順次段階的に年齢を下げる中、希望します高齢者の方には予約に基づき接種会場において順調に接種を終えてきております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

私の聞き方がちょっと不十分だったんですけども、高齢者施設に入所されている方の合計人 数は何人か分かりますか。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

高齢者施設に1回だけという方につきましては、95人の方になります。2回接種済みの方につきましては179人ということで、それぞれ接種を終えてきております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

ではなくて、高齢者施設に入所されている方の合計は何人でしょうか。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

大変すみません。

入所者の合計でありますが、それぞれ310名ということの中で、こちらの入所者の方が9施設です。そちらのほうに入所しております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

今、答弁の中で1回済んでいる方が1,132人、2回目が179人済んでいるという回答でしたけれども、合計でいくと1千人超えていなければおかしいですね、入所者が。これちょっと、またあとで調べて教えてください。

次の質問に移ります。

すでに接種券が配布されていると思いますけれども、ワクチンを希望しない高齢者も何人かいるということで、希望しない人が何人で何%くらいかということは、先ほどの質問の中で大体分かったわけですけども、接種券の配布はもうすでに順次送られているわけでしょうか。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

集団接種におけます接種券につきましては、接種対象となります年齢の方に順次郵送していまして、電話予約において受け付けを行ってきております。その郵送を受けまして5月23日、29日、6月5日の接種日に希望しなかった82歳以上の方は347人です。また高齢者施設等に入所している高齢者で接種を希望されなかった方は36人で、集団接種の高齢者と合わせまして387人で、21%に当たる人が希望をされませんでした。

今回のワクチン接種につきましては、あくまでも本人の希望のもと接種を行うものとなって おります。これからも町民の方には、ワクチン接種についてしっかりと情報を周知し、各種の 相談にも応じながらワクチン接種について促していきたいと思っております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

21%が希望されなかったということで、数的には、全体としてはそんなに多くはないんでしょうけども、この高齢者施設に入っている方が21%希望されなかったということで、これもちょっと意外な数字でしたけれども、これ、先ほど私が説明したように、本当に安全だから受けてくださいというふうな進めがまったくないわけですよね。そういう中での希望しない方ということで、この方たちは、だから実際にはワクチンがあんまり安全ではないと思っているから希望しないのか、あるいはもっとほかの理由があって希望しないのか、そのへんについては何か調べができていますか。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

施設へ入所している方が大体310名、そのうち希望されなかったのは36名ですので、全体的に集団接種のほうで希望されない方は少し多いのですが、施設の場合は10%ちょっとぐらいになります。310名が入所していまして、施設で希望しなかった方は36名ということ

になりますので、310分の36ですから、全体の21%まではいっておりません。10% ちょっとです。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

というのは、今の答弁の10%というのは、元の数字がどうですか、82歳以上の人は347人で、高齢者施設に入所している高齢者で希望されなかった人は36人。

高齢者施設に入所されている方が310人で、そのうちの36人ですよね。10%ちょっと超えるということですね。分かりました。別にそれが特にここで問題になる話ではないんですけども、私が言いたいのは要するに希望されない方も何人かいるということですよね。その希望しない理由について、福祉保健課長、何か調べてありますか。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

町のほうでは、個人の問題でございますので特に調べるということはさせていただいてはおりません。あくまでも希望に基づくということの中で、町でもワクチンについての広報、あるいはホームページ等でワクチンについては周知をさせていただいているという、その中でご本人の希望にあわせてワクチンを接種いただいているということになりますので、特に町では希望されなかった方の関係につきましては、把握はしておりません。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

分かりました。次の質問に移ります。

新聞発表等で、今までに本町で確認されている感染者は1名ですか、3名ですか、これがちょっとよく分からないんですけども、3名というふうに私は捉えていたんですけども、このコロナ感染者が治癒したあとでも、かなりの後遺症が発生して重篤な場合もあると言われていますけども、本町の発生者にはそういう後遺症の発生はなかったんでしょうか、お聞きします。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染後、療養して無事に治癒したとしても後遺症が続いてしまうケースがあります。正確な後遺症の情報等は出ておりませんが、治癒したあとでも様々な症状が続くことがあるということが分かっております。

本町では4月末に感染者が確認されました。町でも感染者の把握をしており、町がその際にできます対応を取ってまいりました。しかし治癒後、実際にどのような症状が出ているかについては、個人情報に抵触する恐れがあることからも町では直接確認することはできず、本人、ご家族の人権尊重、個人情報保護に配慮しての対応を取っております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

ワクチンについては、特に本町では子宮頸がんワクチンの重篤な副反応という問題がありまして、町でもこれに対応していただいたという経緯があります。今回、この新型コロナウイルス感染症の治癒後、どのような症状が出たのかについては、個人情報保護に配慮して特に対応していないということですけれども、ちょっと私自身は、ちゃんとそのへんの確認もしておいたほうがいいんではないかなと考えます。今後のためにも。

それでは、次の質問に移ります。

政府は自衛隊の医官や看護官を動員して、東京と大阪にワクチンの大規模接種会場を設けて接種を進めています。自治体での接種事業との整合性が保たれているというのは、たぶん受け付けの時点で、東京の場合には東京周辺、それから大阪の場合にもその周辺ということで、地域を限定して進めているような状況だと思いますので、本町でそういうことに関わるというか、大規模接種を受けるという方はいらっしゃらないんではないかなと思いますけども、政府のワクチン接種の大規模会場というのが、当然、オリンピックの実施をなんとかしようということでやっているんではないかなと思います。そのへんについて、自治体に対して政府からどのような説明があったのかをお聞きします。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

今回、国の主導でワクチン接種にかかる運営を自衛隊にお願いして、東京、大阪において大 規模接種センターを設けて行っております。

初日の接種には東京と大阪で合わせて7,300人余りにワクチン接種をしたとの報道がありました。1日に最大で東京では1万人程度、大阪では5千人程度の接種が可能としているようです。東京センターの対象者は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県で、大阪センターの対象者は大阪府、京都府、兵庫県にそれぞれ在住の高齢者となっております。山梨県は対象者の該当にはならないため、この接種にかかります説明などは一切受けておりませんので、詳しい概要等は報道のみで知るだけとなります。

以上です。

○議長 (柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

それでは最後にお聞きします。

政府は東京五輪を開催する方向で進めておりますけれども、専門家会議の尾身会長は先日、 普通はこういう状況の中ではオリンピックを行う状況ではないと。実施するのならば、それな りの覚悟と対策を示す必要があるということで、政府にその対策について発言を求めておりま すけれども、一切発言がないどころか、田村厚労相は単なる研究発表だということで、この問 題を片付けようとしております。

5月24日にアメリカはアメリカ疾病対策センター、CDCが分析した数値で5月23日時

点で人口10万人当たり119人という感染者数だということで、日本への渡航中止という最も警戒レベルが高いレベル4に引き上げたことを発表いたしました。

大会組織委員長も、丸川五輪大臣も影響はないというふうに言っておりまして、本当は日本 でのワクチン接種が大幅に遅れているコロナ禍での開催には大きな疑問があるわけです。

東京五輪を中止する権限はIOCだけにあるということが、つい最近に分かったわけですけども、国民の命より五輪開催のほうが重要なのか、この点について望月町長はどのようにお考えなのか、お聞きします。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

お答えいたします。

東京オリンピックの開催につきましては、様々なご意見があることは私も承知しております。 また分科会の尾身会長の意見も、私も見させていただいております。

ただ、今ご質問ですが、私には決定権は一切ございません。これにつきましては、IOC、 JOC、あとは国や東京都を含めた関係機関において適切な判断がされるものと考えておりま す。そうした判断を私としては尊重し、町としても必要に応じ協力などを含め、対応してまい りたいと思っております。

個人的な見解を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症拡大については、非常に心配されるところではありますけども、東京オリンピック出場を目指して鍛錬されてこられたアスリートたちの心中を察しますと複雑な思いが重なる部分もございます。

また参考といたしまして、広報等で周知しておりますが、現在、本町における東京オリンピック関連の行事といたしましては、山梨県において今月の6月26日、27日の2日間にわたり東京オリンピック聖火リレーが開催される予定であります。

本町では26日、土曜日の午前中に角打浄化センター入り口を出発点として、身延橋、東詰交差点付近までの全長1キロメートルを5名のランナーがリレーしていく予定でございます。 本町では新聞報道もありましたとおり、身延町小原島在住の前澤佳月さん、彼は去年の中学3年のときのエントリーでしたけど、1年延びたために今、高校生になっております。佳月さんがランナーとして参加する予定となっており、併せて走行ルートを警備協力員として身延町消防団、身延第4分団の団員51名にもご協力をいただき、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、町としてイベント等を盛り上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

オリンピック、私は反対ですけども、私がいくら言ってもIOCがやるといえばやるんでしょうが。

それでは次の質問に移ります。

中部横断自動車道の9月全線開通ということで、お聞きしたいと思います。

当初の予定より4年遅れて、この9月に全線開通になるということですけども、この全線開通によりまして、町内各企業のロジスティクスは相当効率が良くなってくると思いますけれど

も、町内の企業に対する経済的な効果を調査する予定はあるでしょうか、お聞きします。

○議長 (柿島良行君)

幡野企画政策課長。

○企画政策課長(幡野弘君)

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり中部横断自動車道の開通により製造物流、販売物流、調達物流などの物流の時間短縮等が図られ、物流の一連の流れが効率的に行われるロジスティクスはより高まるものと思います。

本町においては、中部横断自動車道の開通効果の影響もあり、株式会社キーテック山梨工場の進出や岐阜プラスチック工業株式会社山梨工場の生産ライン増築により多くの雇用が創出されております。

ご質問の町内の企業に対する経済的効果の調査でございますが、統計実務において調査に当たっては、まず既存の調査データを利用することによって必要なデータが得られるのかの検討をすることから進めてまいります。

町内企業の経済的状況を把握する方法としましては、統計法に基づく基幹統計調査として実施されている経済センサスのデータがあります。この調査は5年ごとに行われる調査で農林業の個人経営等を除く、すべての産業分野における企業の経済活動の実態を調査するもので今年度、6月1日を基準日として本町では877事業所を対象に実施されます。

中部横断自動車道の全線開通による町内の企業の経済的な効果を把握するための調査につきましては、開通後、直ちに調査を実施してデータを得ることは難しく、一定の期間をおいて調査することが適当であると思われ、開通前後の経済センサスのデータを活用できるものと考えております。経済的効果の分析に当たっては、地域経済分析システムRESASの活用や調査分析有識者の支援を得ながら把握したいと考えております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

ぜひその方向で進んでいただきたいと思います。

次に3つのインターチェンジがあるわけですけども、身延山から始まって下部温泉早川、それから中富、この3つのインターチェンジについて利用者の車種や人数、時間帯等の調査をする予定はあるかどうか。それから、これらを定期的に調査すれば、今後、町が何をすればよいのかに役立つのではないかと思いますけども、この点についてお聞きします。

○議長(柿島良行君)

佐野観光課長。

○観光課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

3つのインターチェンジについて、利用者の車種、人数、時間帯等を調査する予定はないかとのご質問につきましては、現在、調査を行う予定はございませんが、芦澤議員のご質問のとおり、中部横断自動車道の全線開通により、利用者の交通実態を調査し、状況を把握することは、本町への誘客推進を図る上で重要な取り組みであると考えております。

本町が参画します、峡南地区道の駅ネットワーク協議会では、ホームページやSNS等を活用した情報発信機能の強化を図るとともに、ホームページアクセス解析、SNS投稿解析、SNSフォロワー等を対象にしたアンケート調査、また、国土交通省が実施する、車に搭載したETCデータ等に基づき、立ち寄り施設数の変化、地域内の経路分析、立ち寄りスポットの発掘など観光流動の変化等を解析したデータを利用し、新たな観光施策の展開につなげる効果検証を行う予定で取り組んでおりますので、そのデータを活用させていただき、本町の観光施策の立案に役立てることも可能になると考えております。

また、中部横断自動車道の開通後の観光客の動向に注視し、観光客の推移を把握するとともに、地元地域の状況を勘案する中で、調査方法などを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

このいろんな調査のデータが非常に有用なデータになると思いますので、ぜひ今後よろしく お願いしたいと思います。

身延山インター、それから下部温泉早川インター、それから中富インターと3つあるわけですけれども、それぞれ特徴がありまして、例えば身延山インターの場合には竹炭組合とレストラン、それから身延山のほうへ行くと久遠寺と奥の院を中核とする日蓮宗の寺院と多くの宿坊等があって、大変集客施設が整っていると思います。中富インターの場合には、ガソリンスタンドがあって、これもきちんと宣伝すれば、ここでガソリンを入れるために下りてくれることになるんではないかなということも考えておりますけども、下部温泉早川インターについては、今のところ、これといって利用を進めるような状況にないと思います。その中で健康複合施設をPFIで行うということで、この建設計画が順調に進んでいるのかどうかということと、開業見込みがいつごろになるかというのは非常に町民も関心のあることだと思いますので、この点についてもう一度、確認のためにお聞きします。

○議長(柿島良行君)

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長(羽賀勝之君)

お答えいたします。

ご質問のありました企業選定についてでありますが、昨年12月下旬から募集要項をホームページに公表し、1月末日までの期間で募集を行いました。期間中に共同企業体を設立した2事業者から応募がありました。5月21日に町で選定いたしました審査員11名によりプロポーザル方式によるプレゼンテーション審査会を実施し、優先交渉権者が確定し、28日にホームページにおいて公表いたしました。現在、優先交渉権者の提案内容の詳細確認と基本協定締結に向けた手続きを進めているところであります。

事業者の契約締結に当たっては議会承認をいただくこととなります。このためPFI事業による健康増進施設運営事業が成立することとなります。

今後の建設計画についてでありますが、企業より応募段階において配置計画、施設規模が示されているため下半期より実施設計業務を行い令和4年度に建設工事となり、令和5年3月末完成、4月を開業準備期間として5月オープンを目指して進めているところであります。

また、下部奥の湯源泉および雨河内源泉の温泉管布設工事についても今年度において工事を 進めることとなっております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

一日も早い健康増進施設の整備を期待しております。

次にコロナ禍で大変な思いをしている方たちが大勢いると思いますけれども、本県はまん延防止等重点措置も緊急事態宣言の適用もありません。その中で観光関係で最も打撃を受けているのは下部温泉郷ではないかなと私は考えておりまして、施設の休業、それから従業員の休業状態について何らかのデータがあるかどうか。それからまた、それに対する支援措置を何か行政として考えているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長(柿島良行君)

佐野観光課長。

○観光課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

コロナ禍により、観光・飲食業など、対面的サービス業を中心に、厳しい状況を強いられて おり、支援対策の重要性を認識しております。

町内の施設の休業と従業員の休業状態についてのデータがあるか。とのご質問についてですが、データはございませんが、本町でも規模の大きい下部ホテルにつきましては、5月は9日間の休館をホームページ上で案内を行っておりました。

施設の経営状況の把握につきましては、令和3年2月15日現在の本町の宿泊施設でのキャンセル数、宿泊人数および予約件数を電話で調査を行い、入り込み状況等を把握しております。

休業による支援措置につきましては、直接的な支援措置ではありませんが、6月補正予算に 計上をさせていただきました、商品券の給付事業や新型コロナウイルス感染の収束後に、本町 に興味を持って、お越しいただけるような情報発信を、webで提供する観光PR事業など幅 広く効果的に展開して、町内の経済活動の活性化に結び付けていきたいと考えております。

また、国の雇用調整助成金や休業支援金・給付金制度等、また、県が実施する各種申請をサポートする相談会がございますので、問い合わせ等につきましては、商工会等を通じて案内を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

雇調金その他の補助金とか、あるいは貸付金とか、そういうものがあるということで、そういうものが利用できる人はいいんですけれども、利用できていない人がかなりいるんではないかなと思います。

そういう意味で、下部温泉の皆さん、大変苦しんでいると思いますので、なんとかしてやりたいなと考えておりますけども、個人ではお湯に入るか、食事をするかぐらいしかできませんので、なんとか政府も含めて行政の力で援助を、支援をしていただきたいと思います。

全線開通によって本町の来場者は、どのくらい増えると予想されているのか。静岡県からの 海産物の移入が増加し、本町の食文化への影響も大きいのではないかと考えますけれども、道 の駅なんぶ、道の駅ふじかわなどの海産物販売と差別化する必要があると思いますけれども、 何らかの対策はあるでしょうかということでお聞きしますけれども、私自身とすれば、この同 じ海産物でも駿河湾の海底にいる深海魚ですとか、そういうものを利用することがいいんでは ないかなと思っておりますけれども、このへんについてお伺いいたします。

○議長(柿島良行君)

高野産業課長。

○産業課長(高野修君)

お答えします。

中部横断自動車道の全線開通により本町への来訪者がどのくらい増えるのか、具体的な試算データはありませんが、近隣都県に加え中京圏など遠方からの来訪者が増加することが予想されます。産業課が所管する道の駅しもべ、ゆばの里等の集客施設については、物販等のほかに情報発信基地としての役割を持つため、地域の魅力をより広くPRするとともに、あけぼの大豆など豊かな地域資源を活かした特色ある施設運営により、近隣の施設との差別化を図ってまいりたいと考えております。

また、開通後の交通動態の変化により国道52号など一般道の交通量減少が予測され、この影響を受けることが予想される施設もあります。

全線開通後の情勢を見極め、必要に応じて現状の施設運営の見直しなどニーズに対応した、よりよい施設の在り方を検討するとともに町内3つのインターチェンジを通過することなく、目的地として身延町を訪れていただけるように関係機関と連携して身延町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

本当は、もうちょっといろいろ言いたいんですけども時間の関係で省略します。

中部横断自動車道の全線開通に向けて、町としては新たな政策を考えているのかどうか、この点について町長にお聞きします。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

お答えしたいと思います。

中部横断自動車道の開通は移動時間の短縮、新規企業の進出による地域雇用機会の増加、観光客の増加、農産物の販路拡大、広域的な物流体系の形成、異常気象時における代替道路の確保、高規格幹線道路のネットワーク強化など多くの効果が期待されております。

本町においては、特に3カ所のインターチェンジがすべて開通し、また無料区間であること から町内移動の手段としても利用でき、身近な高速道路として日常生活の利便性向上にも期待 されるところです。

ご質問の全線開通に向けての新たな政策についてでございますが、申し上げましたとおり中

部横断自動車道の開通は多くの効果が期待されるものであり、これらの効果を追い風として しっかりと受け止め、まちづくりに生かしていきたいと考えております。

特に令和2年度にスタートしました第2期総合戦略の取り組みにおいては、中部横断自動車 道の開通からもたらされる効果を強化、推進していきたいと考えております。

それでは、高速道路の最大の効果とも言えます移動時間の短縮を活かした取り組みを申し上げます。

まず1つ目といたしましては、地場産業の振興でございます。本町の特色として身延山や下部温泉郷は観光地として知られ、数々の伝統工芸や特産品を生産する地場産業があります。

驚異的な感染力で全国にまん延する新型コロナウイルス感染症により大きく影響されているところではありますが、しっかりとコロナ克服に向けた取り組みを進めながら観光の町身延町の情報に特化した新たなwebサイトを構築することにより観光情報発信力を強化し、広域的にPRを行うとともに「みのワン」のキャラクター力で幅広い年齢層へ向けたPRを進め、身延町を目的地としてお越しいただき、短縮した移動時間の分、町内でゆっくりと過ごしていただけますよう取り組みを進めてまいります。

また中部横断自動車道を利用して、本町を通過する方々へ向けて身延町を知っていただくために通過中でも安全に認知できるPR看板など目印づくりの検討を進めていく考えであります。

次に企業誘致の推進でございますが、身延町内に立地を考える企業に対しまして土地情報を 提供できるようにするため、今年度企業誘致候補地調査を行い、本町の中でも広くまとまった 用地の情報を整備いたします。これにより企業に対して身延町への立地をより強く働きかける ことができると考えております。

また多様な働き方が推進され、テレワークやサテライトオフィスへの関心が高まっておりま すので、企業とのマッチングを行い本町への誘致定着を推進いたします。

次に移住定住の推進でございます。

快適で安価な住宅宅地の供給は、若年層の定住促進に特に必要な取り組みとして求められております。現在、下山工業団地事業者の意見と通勤者の意向調査を行い、町外からの通勤者の居住を確保する団地の建設の検討と、新中学校の建設を契機として新婚夫婦や子育て世帯に住みやすい団地の建設を検討しております。

また宅地分譲を行っている丸滝宮の前団地22区画と常葉日向地区分譲地6区画は7割、19区画の売買契約を完了しており、宅地分譲事業は定住促進の取り組みとして効果的であると考え、常葉日向地区に続く分譲事業実施の検討も進めております。そしてこの取り組みでは本町の子育て環境や子育て支援の充実も合わせてPRして、将来の身延町を支える若者を育て住んでよかったと思っていただける移住定住促進事業を推進していく予定でおります。

中部横断自動車道の全線開通は高速道路網の一部として人・物の流れが盛んになり、多くの効果がもたらされます。私たちにとっては未知の経験となりますが、この恩恵が身延町に最大限もたらされるよう開通後の沿線地域の状況も把握しながら、多くのニーズに対応した政策展開を図っていきたいと考えております。議員の皆さまのご理解とご協力を今後もよろしくお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

大変丁寧な答弁で、今後の身延町の生き方がよく分かりました。

次に最後になりますけども、中部横断自動車道の9月全線開通の中で、身延の主要な国道である300号線のループトンネルの完成に期待が集まっております。ゆるキャン△効果で集客が盛んな本栖湖周辺の賑わいは今後も続くのではないかと思いますけれども、300号線と中部横断自動車道の連結も視野に身延方面に誘客することも可能ではないかと思いますが300号線の改良工事はいつ完了するのかお聞きします。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

お答えします。

国道300号は、峡南地域と富士北麓地域を最短で結び緊急輸送道路にも指定されている重要な路線であります。しかしながら、中之倉地内約5キロメートルは急カーブが連続し、このうち数カ所は観光バスなど大型車両が対向車線にはみ出すへアピンカーブとなっております。中部横断自動車道とともに富士山や身延山、下部温泉などの観光拠点を結ぶ広域周遊ルートを形成する幹線道路として、その整備の必要性を町は今まで強く訴えてきました。

平成22年度から改良に着手しましたが、急峻な地形、また脆弱な地質により工事は難航しており、令和7年度までに中屋敷集落までの改良を終える予定です。その先、百合切トンネルまでにつきましては、より工期を短縮できる工法を含め検討していただき早期完成を目指していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

300号線の工事については当然、県の管轄になると思いますので、ちょっと建設課長には ご苦労かけたと思います。よろしくお願いいたします。

今後、中部横断自動車道が開通いたしますと、非常に身延町にとっても、身延町から出て行く道のあれにとっても非常に重要な道路になると思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長(柿島良行君)

再開します。

次は通告の3番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際して資料配布の申し入れがあり、これを許可しました。 伊藤達美君。

○2番議員(伊藤達美君)

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

ただいま議長から申されたとおり、それぞれの皆さま方に資料を配布させていただきました。 質問の中で参考にしていただけますように、よろしくお願いを申し上げます。

まず1番目の質問でございます。あけぼの大豆の安定した供給体制について、お伺いをいたします。

あけぼの大豆振興事業につきましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の、これは主要 事業として平成28年度から始まったわけでございます。拠点施設の開設でありますとか、圃 場の整備などが行われてまいりました。これまでの取り組みによりまして、あけぼの大豆は町 民に深く認知をされてまいりました。町内全域で栽培されるようになりましたし、この結果、 生産量の増加につながっております。

一方、あけぼの大豆の加工品につきましては、この生産体制が整いまして、新たなパッケージデザインも制作をされ、レシピの開発も行われてきました。現在9品目、資料の1に掲載をしておりますけれども、参照にしていただければありがたいと思いますが、9品目が商品化をされ販売をされております。年々売り上げは増加をいたしております。

しかしながら今後は、販売促進策に伴うさらなる需要増加に対応したあけぼの大豆の供給が保障されねばなりません。このためには、若手専業農家の育成が極めて重要でありますし、農業生産者の法人化による規模の拡大でありますとか、販売促進、新商品開発を目指す新たな民間組織体の設立を私は模索すべきだと考えておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長(柿島良行君)

高野産業課長。

○産業課長(高野修君)

お答えします。

加工品の開発、製造、販売については、そのまま食すことができる枝豆に対して、年間を通じて提供できる加工品にすることで、あけぼの大豆の素材の良さを引き立たせ、消費者の購買意欲の高揚を図ることを目的としております。

あけぼの大豆拠点施設では、焼売、蒸し大豆、枝豆塩麹漬けなどの冷凍食品に加え、令和2年度にあけぼの大豆極上味噌の販売を始めました。年々売り上げは増加し、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント収入は激減しましたが、県内のJA直売所などに販路を広げたことなどが要因となって増収につながりました。

また、民間企業等の協働によりフリーズドライ製法による枝豆スープを開発し、常温保存できる新たな商品の販売を始めたところです。

あけぼの大豆拠点施設については、現在、町が直営で運営しておりますが、令和4年度から 指定管理者制度を取り入れることを検討しております。民間の組織体が六次産業化事業を進め ることにより、農業経営を含めて、さらなる事業拡大が図られることが期待できるものと考え ております。 また加工品需要の増加に伴い、原料となる大豆の生産拡大が課題となっておりますが、昨年からあけぼの大豆の栽培を目的とした新規認定農業者取得団体や新規就農者の相談を受けることが増加しており、複数の新たな法人が営農活動を始めております。町では耕作希望者への圃場の斡旋、国・県を含め生産者が受けられる各種補助制度の積極的な活用、あけぼの大豆振興協議会による農機具の貸し出しなど、営農活動や就農に向けた支援を行っております。引き続き、あけぼの大豆の普及と担い手の確保に努め生産量の増加を図りたいと考えております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

伊藤達美君。

○2番議員(伊藤達美君)

先ほども申し上げたとおり、やはり販売促進、それから需要増加に対応した生産量の確保、 これが喫緊の課題であると思いますので、ぜひともいろんな政策を導入する中で民間活力も導 入していただいて、生産量の増加に努めていただきたいと思います。

次に移ります。

ふるさと納税推進に伴う返礼品取り扱い業者の選定についてであります。

ふるさと納税とは、生まれたふるさとでありますとか、応援したい自治体に寄附ができる制度でありまして、手続きをいたしますと寄附金のうち2千円を超える部分については所得税の還付でありますとか、住民税の控除が受けられるわけであります。寄附金の使い道を指定でき、なおかつ地域の名産品など返礼品を受け取ることができる、これは制度であります。

身延町ふるさと納税の令和元年度の実績状況につきましては、寄附件数は500件、寄附金額は2,095万7千円であります。県内27市町村のふるさと納税の実績を金額でみますと本町は上から17番目となっております。資料2を参照していただきたいと思いますが。平成30年度と比較をいたしますと件数で35件、金額で235万2千円の増加となっております。このふるさと納税につきましては、数年前から納税額を増やすために各自治体間におきまして返礼品競争が非常に激しくなったわけでありますが、令和元年度におきましては総務省より「返礼品競争が非常に激しくなったわけでありますが、令和元年度におきましては総務省より「返礼品は地場産業製品であり、なおかつ寄附額の3割以下」にすべきであるという指導があり、この返礼品競争については沈静化した感が強いわけであります。

しかしながら納税額を少しでも増やすことは、これからの財政の厳しさを考えると極めて、 これは大切なことでありますし、町との関係人口の増加でありますとか、地場産品の販売促進 策としても、このふるさと納税は極めて有効でございます。

一般的に魅力ある返礼品が納税へのインセンティブを高めることから返礼品取り扱い業者の 選定が私は極めて重要であると考えております。返礼品取り扱い業者、返礼品の選定について、 まずお伺いをいたします。

○議長(柿島良行君)

幡野企画政策課長。

○企画政策課長(幡野弘君)

お答えいたします。

ご質問のとおり、ふるさと納税は財政運営において大切なことであり、ふるさと納税額、件数を伸ばしていくためには、ふるさと納税をしていただく方々の要求に対応する魅力的な様々な返礼品を確保することが要になっていると考えております。

ご質問の返礼品取り扱い業者の選定の考え方についてでございますが、本町では総務大臣が 定める地場産品に関する基準を満たすものであれば、事業者の皆さまには少しでも多くの登録 をしていただきたいと考えており、返礼品登録の増加に向けて商工会を通じたチラシの配布や 事業者への個別訪問による返礼品登録のお願いを行っております。

また、あけぼの大豆の六次産業化事業を進める身延町あけぼの大豆拠点施設で新たに開発された商品を返礼品として登録するとともに、伝統工芸品の新商品なども登録してまいりたいと思っております。

すでに登録していただいている返礼品のほかにも、ふるさと納税の返礼品として登録していただきたい魅力的な特産品がございます。返礼品は、インターネットのふるさと納税サイトに掲載しており、返礼品のPR効果も期待されておりますので、ぜひとも今後も登録をしていただけるよう推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

伊藤達美君。

○2番議員 (伊藤達美君)

ふるさと納税の人気商品、いろいろ調べてみました。やっぱり素朴で地域の特色を表した食品系が非常に多いかと思います。商品の多様性を確保する意味で、なおかつ新たな商品発掘をする意味合いにおいて、ぜひとも町内における生産者について積極的な掘り起こしをして、率先して、このふるさと納税、身延町の場合は「ふるさとチョイス」でございますけども、掲載をするよう業者と一体になって、ご尽力をしていただきたいと思います。

次の質問に移りますが、行政サービスのデジタル化推進についてであります。

国はデジタル・ガバメント実行計画を推進いたしておりまして、平成30年1月にその初版が策定されて以来、幾度か改訂をされてきております。しかしながら新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、計画の実行が加速をされております。

その内容は、利用者中心の行政サービス改革を行うよう行政手続きのオンライン化、資料3に図式が書いておりますので参照にしてください。でありますとか、AI、これは人工知能でございます、Artificial Intelligence、それからRPA、Robotic Process Automation、事務職の主に提携作業のデスクワークをパソコンの中にあるソフトウエア型のロボットが代行、あるいは自動化する概念でありますけれども、などデジタル技術の活用による業務の効率化を推進方針として掲げております。

計画では今後5年間で自治体や行政のデジタル化を進め、自治体間において異なる業務システムについて、2025年度までに標準化システムへの移行を目指すことを進めるとともにデジタル技術を活用して行政の仕組みを変革する行政のDX、Digital Transformationでありますけれども、デジタル変革、社会生活の変革も含むということでありますけども、抜本的に進めることといたしております。

本町にあっても国の動きに対応した環境の整備を進めておくべきだと私は考えておりますが、 本町における行政サービスのデジタル化の現状と推進のための基本的な考え方をお伺いいたします。

○議長 (柿島良行君)

遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤基君)

お答えいたします。

本町の行政サービスのデジタル化の現状につきましては、代表するものといたしまして山梨県と県内市町村が共同して「やまなしくらしねっと」を開設しており、電子申請サービスとメールマガジンサービスを行っております。電子申請サービスでは戸籍の附表の写し、交付請求、職員採用試験受験の申し込み、児童手当にかかる請求など44種類の申請手続きの受け付けを行っており、令和2年度は20件の取り扱いがございました。

メールマガジンサービスでは、小中学校の連絡網で活用しており、令和2年度の発信数は1,068件となっております。

また、本町独自のサービスといたしましては、身延町ホームページにおいては、各種の情報 提供を行うとともに、各種申請様式のダウンロードを可能としておりまして、メールでのお問 い合わせを受け付け回答も行っておるところでございます。

新たな取り組みといたしましては、本年10月にマイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書と住民票の写しのコンビニ交付をスタートさせられるよう準備を進めており、さらなる住民サービスの向上を図っております。

デジタル化推進につきましては、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が令和2年12月25日に決定され、デジタル社会の目指すビジョンとしてデジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実感できる社会、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化が示され、同日決定されたデジタル・ガバメント実行計画では、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進において、行政手続きのオンライン化の推進や情報システムの標準化の推進、RPAによる業務効率化の推進などを取り組みとして示しております。

また、総務省はデジタル・ガバメント実行計画における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容の具体化と国の支援策等を取りまとめた自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を示し、この計画において自治体は自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。

各計画の対象期間は令和3年1月から令和8年3月までとなっておりまして、今年の夏ごろに自治体トランスフォーメーション手順書が総務省から提示される予定となっております。本町におきましても、この手順書に沿ってデジタル化の推進を行っていく考えであります。

以上です。

○議長(柿島良行君)

伊藤達美君。

○2番議員(伊藤達美君)

ただいまご答弁をいただきましたけども、今現在行っている本町、「やまなしくらしねっと」 開設、県と共同して開設をしているということでありますけれども、利用実績が令和2年度で 20件、これは必ずしも多いとは言えません。その問題点はどこにあるのか、さらには本年度 10月からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付、印鑑登録証明等でございますけども、 スタートさせるということでありますけれども、住民への周知、町民への周知、どのようにお 考えになっておるのか、併せて質問をいたします。

○議長(柿島良行君)

遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤基君)

先ほど答弁いたしました電子申請サービスの実績が20件ということでありますが、これは あくまでも交付を申請する行為に基づいたものでありまして、主にこの20件のうち申請を受 け付けたものが、職員採用試験の申し込みが主なものでありまして、いろいろな交付を、例え ば証明書を申し込むとかというものではなかったので、やはり利用者にフィールドバックする ものがなかったということが、やはり実績として少ないんだろうと私どもは考えております。 今後はそのへんが一番の問題だろうと思っております。

○議長 (柿島良行君)

穂坂町民課長。

○町民課長 (穂坂桂吾君)

コンビニ交付10月から始まる予定で、今、準備を進めておるところなんですが、周知につきましては、すでに広報等にも掲載をしているところなんですが、一番は今、マイナンバーカードの交付のために来庁されるお客さまに直接、10月から、このようなサービスが受けられますということは口頭で直接お伝えをしているということであります。今後もそのような形、そして町の広報等を活用しながら周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(柿島良行君)

伊藤達美君。

○2番議員(伊藤達美君)

これからの行政サービスの新たな展開を進める上で、今現在行っているデジタル化によるところの住民サービス、私は何をどうしているのか、町民に周知をし、具体的にその利用促進をPR等を含めて積極的に行うべきであると思っておりますので、ぜひともそのへんは広報等も含めて積極的な対応策を講じていただくようにお願いをいたします。

次に繰越金の活用について、お尋ねをいたします。

本町の繰越金でございますが、これは決算剰余金でありますが、これは実質収支という指標によって示されます。令和元年度一般会計決算の実質収支は8億1,664万8千円でありまして、これは身延町の財政は黒字ということになるわけであります。これをその年の標準財政規模に対する割合を表したものが実質収支比率であります。本町の実質収支比率は14.2%であります。一般的に5%前後が望ましいとされることから、この数値は極めて高い水準にあるわけであります。

そして決算剰余金につきましては、地方財政法第7条で地方財政の健全性の見地から後年度における財政運営の円滑化を図るために、剰余金を生じた翌々年度までに2分の1以上の額を基金に積み立てるか、もしくは地方債の繰上償還の財源に充当しなければならないと、これは規定をされております。本町にあっても地方財政法の規定に基づきまして処理されていることは言うまでもございません。

そしてこの繰越金の活用可能額につきましては、当初予算ならびに補正予算の財源として計上され、支出をされてまいりました。資料4にその繰越金の推移一覧表がございます。参照し

てください。

令和2年度繰越金の財源配分の実績についてお伺いをするとともに、とりわけ補正予算においてどのような財政需要に対しまして活用可能額を優先的に配分をされてきたのか、財政課長、お尋ねをいたします。

○議長(柿島良行君)

佐野財政課長。

○財政課長(佐野美秀君)

お答えします。

質問の令和2年度における繰越金の財源配分について申し上げます。

繰越金のうち当初予算に2億9,329万6千円を計上し、その後の補正予算に残り5億2,335万2千円を計上いたしました。繰越金は一般財源として当該年度の予算財源となり、その使途を制限するものではありませんが、議員ご指摘のとおり地方財政法第7条で地方財政の健全性の確保という見地から、後年度における財政運営の円滑化を図るため、余剰金を生じた翌々年度までに2分の1以上の額を基金に積み立てるか、地方債への繰上償還の財源に充てなければならないと規定されていることは承知しております。

このような中で、本町の繰越金の予算配分として令和2年度12月補正予算において3つの基金元金積立金に4億円を計上したところであります。また、繰越金については地方財政法第7条の規定に配慮しつつ当該年度内の法律の改正や経済の変動、突発的な災害や感染症等に対処するための貴重な一般財源として予算編成時に配分しております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

伊藤達美君。

○2番議員 (伊藤達美君)

今の答弁のとおり法律の改正でありますと経済の変動、突発的な災害や感染症等に対処する ため予算編成時に配分しておるということでございますけれども、ぜひこの姿勢は堅持をして いただきまして、貴重な財源でありますので有効に活用していただくようお願いをいたしまし て最後の質問に移ります。

新型コロナワクチンの集団接種についてであります。

わが国におきまして、新型コロナウイルス感染者が確認されてから、ほぼ1年と5カ月が経過をいたしました。全国の感染者数は6月に入りまして76万人を超えております。県内でも1,600人を超える県民が感染をいたしました。残念ながら本町にありましても複数名の感染者が確認をされたということでございます。いつ身近に発生してもおかしくはない、そういう状況ではないかと思います。

コロナの収束が見通せない中、これに対する最も有効な予防措置はワクチンの接種であります。幸い本町にありましても高齢者の接種が5月23日から始まっております。計画では7月31日までにすべての高齢者に対する接種、2回目も含めまして終了するということでございます。現時点における接種の状況、それから今後の見通し、64歳以下を含む見通しについてお伺いをいたします。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

町の新型コロナウイルスワクチン接種計画に基づき、その接種体制を整え集団接種による高齢者向けの接種を5月23日から、まず年齢上位の90歳以上の町民を対象に下山小学校体育館において始めてきました。

本町の集団接種につきましては、土曜日、日曜日に実施することになります。国が目標にしています高齢者向けのワクチン接種について、7月末までに2回の接種を終えるよう掲げております。これには全国の9割を超える自治体が終えられると回答しております。本町についても、そのうちの1つで、やはり多くの方を一度に接種を行うには、大きな会場に集めて接種することが重要です。それに併せ医師、看護師の確保、従事する職員の体制づくりが必要になってきます。現状この接種体制に基づき、まだ始まったばかりの高齢者向けの集団接種でありますが、これからも安全で円滑なワクチン接種を行っていきます。

64歳以下の一般の町民の方につきましては、まず体に基礎疾患のある方ということを国で 掲げています、優先順位ということで定めていますので、そこを最初に周知しながら64歳以 下の方につきましては、順次やはり64歳から60歳という形の中で、順次、年齢を定めてい くわけなんですが、まだ8月以降ということを予定はしているんですが、ワクチンの供給量等 も国のほうから、まだ来ておりません。そのような状況の中、日程等もまだ8月以降の日程は 定められておらないという状況ではあるんですが、高齢者は7月末に終えたのち引き続いて 8月以降、下山小学校の体育館において順次、若い人たちに秋ぐらいをめどに実施をしていく 予定となっております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

伊藤達美君。

○2番議員 (伊藤達美君)

今のところまだ64歳以下のワクチン接種、スケジュールにあがっていないということでありますけれども、できるだけ早くいろんな情報収集をする中で、町民はいつになるのか、皆さん心配をいたしております。その内容、スケジュール等が分かり次第、早急に町民に周知徹底をしていただきたいというふうにお願いをいたしておきます。

次にワクチンの接種につきましては、身延町新型コロナウイルスワクチン予防接種実施計画により、これは実施をされております。その基本的な考え方は、町民すべて、対象者は16歳以上の者でありますけれども、町民すべてに公平性を保ち実施をすることにあるわけであります。しかしながら、私は町の三役でありますとか、集団接種に対応する接種スタッフを含む教員でありますとか保育士、消防士などエッセンシャルワーカーに対しては、優先接種があってもいいのではないかと考えております。万が一これら関係者が感染した場合は、町政でありますとか、従事している業務に遅滞や混乱を起こしかねないからであります。その場合は予防接種計画にその旨を規定し、町民に対して事前に情報開示をすればよいというふうに私は考えておりますが、かかる優先的接種について当局はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長 (柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり接種順位につきましては、国の方針によりまして新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行う機会がある医療従事者等からまずはじめに接種することで、ワクチンが承認された2月より実施されております。その後、発症すると重症化しやすい高齢者への接種となり、本町でも5月23日から7月いっぱいまで集団接種を基本として、今、接種を行っているところであります。その高齢者接種以外で、その後は基礎疾患を有する方、先ほども課長が説明しておりましたけども、64歳以下の一般の若い方々へ順次広げていく予定となっております。

今、高齢者が5月23日に接種が始まって7月いっぱいですから大体70日ぐらいで接種を終わります。若い世代と高齢者、大体、人数が拮抗していますので、若い人たちから希望者がどういうように出てくるかまだ分かりませんけども、今の時点ではワクチンの確保によってもですけど、8月から10月くらいまでに終わらせれば、と思っております。

それとご質問の集団接種に対応する接種スタッフに対しましては、予防接種に従事し、接種を希望します職員に当日のワクチンに余剰が出た場合に接種を行っております。

ちなみに6月5日の時点で、職員21名が1回目の接種を受けております。

なお、自分も含め三役については、国で優先接種の対象に加わるようなことがあれば、その際には対応させていただきたいと思っております。もちろん三役は町の意思決定を行うべき立場の者で、感染による行政の空白をつくってはなりませんが、今回は優先順位を重んじて、まずは命を守ることを優先に高齢者への接種を進めていきたいと考えております。多くの方々がワクチンを接種し、一日も早く以前のような日常に戻っていただけるよう接種を迅速に進めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(柿島良行君)

伊藤達美君。

○2番議員(伊藤達美君)

今現在、高齢者に対してワクチンの接種が行われております。役場職員はじめ医療従事者、 それからいろんな形でご苦労をしておられるわけでございます。ぜひともこの努力が報われま して、コロナの収束が収まるということを願って私の一般質問を終わります。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は1時ちょうどとします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長(柿島良行君)

再開します。

次は通告の4番、上田孝二君の一般質問を行います。

上田孝二君の質問を許します。 登壇してください。 上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

それでは、通告に従って一般質問を行います。

最初の質問事項なんですけど、感染症アラートが要注意レベルとされたがから始めさせてい ただきます。

1の①新型コロナウイルス感染者は、2019年12月8日、初めて中国の湖北省武漢で新型コロナウイルスの感染者が確認されました。中国で新型コロナウイルスの感染者が確認されて約1年5カ月経過した令和3年4月27日、身延町で初めて30代男性が新型コロナウイルスの感染が確認され、翌日濃厚接触者の親族2人の感染が確認されました。

5月1日、土曜日の山梨日日新聞の朝刊で、感染者週報によると身延町の患者発生アラートは1万人当たりの週累計感染者数が2.8人で、警戒レベル2.5人を超えたが実数が5人以下であるから要注意レベルとした報道でした。この報道を見まして、身延町住民の大多数はびっくりしたというような感情を持ったと私は思います。

令和3年6月7日、昨日ですが、23時55分現在、国内の感染者数の累計で76万3,971人、死亡者数は1万3,659人です。山梨県の感染者数の累計で1,684人。これは私が調べたところなんですけど、死亡者数は20人です。この感染者数累計の大多数はどこなのか。山梨県の保健所管轄区域は甲府保健所、中北保健所が6市町。峡東保健所が3市。峡南保健所が担当するところが5町。富士東部保健所が11市町村ですね。かなり管轄のエリアが広すぎて、最初はほとんど私は理解できなかったんですけど、今年の1月15日から新型コロナウイルスの感染状況で、アラートを3段階に山梨県は分けて、週報感染者状況を発表しました。

国のアラートは1週間で人口10万人当たり換算していましたが、県では1万人で換算をしたということで理解できました。それで本町の感染者の週報でステージ3の要注意レベルとなったことを私もこの説明で理解しましたけど、6月1日現在の身延町の町民が1万899人。患者発生アラートが1,684人。これが現在の山梨県の感染者数ですけど、1684分の3ということになると思います。この本町の感染者数を、大変少ないと思いますが、私は感情的に要注意レベルということで報道されると、いかにも身延町が危ないところではないかという一般のお年寄りとか皆さんはそういうふうに感じると思いますが、この報道に対してどのように対応したか町の対応を伺います。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

新聞でも報道されましたように、4月末に本町でも感染者が確認されました。山梨日日新聞では、毎週土曜日の朝刊に前日の金曜日に県が報道機関等に対し新型コロナウイルス感染症に関するモニタリング週報で公表し、市町村の感染者数を公表することにより県民に対し感染への注意を呼び掛け促すものとなっており、毎週行われております。この週報では感染者をもとに県で基準を設け、警告、要注意として感染患者発生アラートも同時に公表しております。

本町でもその基準に基づき、4月30日に公表されました週報により県の基準の警報レベルの2.5人を超えましたが、総数が5人未満だったため要注意として報道されてきました。これに関しましては、県の基準に対応する公表となっており、町では特に抗議などは行っておりません。逆に公表をすることにより、町民も感染者数の情報を得ることにより、さらに感染症に対する注意が呼び掛けられ、感染予防に努めてもらうことができます。この際、町防災行政無線においても感染症への注意喚起を図ってきたところでもあります。

なお、町でもこのときの感染者に対しましては把握しており、しっかりと対応をさせていた だきました。

以上です。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

分かりました。それでは次に移ります。

1の②私は山梨県ホームページを調べても甲府市のホームページを検索しても、市町村発生患者累計数が分かりませんでした。市町村というのは結局細かい市町村です。しかし、市町村別の感染者累計は発表されていませんので、県でもできれば、この週報の金曜日、土曜日の朝には特定できなくても細かい市町村別に公表すべきではないかと思います。どうでしょう、そんな考えはありませんか。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、この週報につきましては、1週間を特定しての県の 基準に基づくものということの中で、こちらを公表しております。どうしても1週間単位とい う表になりますと、なかなか累計ということが難しく、やはり1週間の単位の中で感染者を把 握しながら感染予防を努めていくということで県もこちらのほうの公表をもとに行っています ので、町もそれに対する対応をしっかりしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

そのような方法で、私もアラートについては、これは県の方針というか、県と国の形の中で やられているということで私も理解していますけど、これについて町長の考え、意見等をお聞 かせください。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

先ほど担当課長が答弁しましたとおり、県が報道関係者に必要な感染情報を県民に対して公開することで、その情報を知ることは、感染症予防の観点からも私は必要なものだと考えております。

ただ、個人情報には配慮するべきであって、その中で必要な情報を公表するものだと考えて おります。これによって感染症への注意がさらに増すものとなりまして、町としてもしっかり 対応をし、感染症対策を講じていかなければならないと考えます。

実は知事と市町村長でテレビ会議を、3カ月ほど前にやったんですが、その時の各自治体からの知事に対する要望は、情報をもっと出してほしいと。そうしないと行政として対応ができないという意見がかなり出まして、その後、県のほうから町に対しては情報が来ています。ただ非公開のものが多いものですから、あえて公開はしておりませんが、町に対しては広く情報をいただいております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

ひとつまたよろしくお願いします。

連日、山梨県感染者対策センターから新型コロナウイルスの感染症に対する山梨県のLIN E公式アカウントで、私の携帯にも毎日、新型コロナウイルス感染症の発生状況が入ってきます。先日、6月5日のニュースで私は本当に驚いたんですけど、韮崎市の障害者施設でクラスターが発生した。昨日の6月7日現在で41人の感染が確認されています。私は5月18日の臨時議会において、福祉保健課長から新型コロナワクチンの接種状況の説明をしていただいたときに、今回の韮崎市の障害者施設で障がい者の家族の面会も規制したり、職員や出入りする業者の消毒、検温、食事等の間仕切り等の設置も基本的な感染対策は行っていましたけれども、このようなクラスターが発生した。こういう施設の利用者、入所者は、この施設は重度の知的障がい者で、マスクの着用は精神的に不安定になることもあってマスク着用は徹底できなかった。人と人との距離の確保が難しい面があった。知的障がい者の介護等は、本当に支援は大変なことと私は想像しています。だから、このような施設、町内にもあると思います。このような障がい者にもいち早く、新型コロナウイルス感染予防のワクチンの接種が必要だと私は思いますので、ここでまた再度要望いたします。

それでは次の質問に移ります。

第6投票区投票所の再編に伴う対応についてです。

コロナ禍で下部地区初区長会は開催されませんでした。下部地区初区長会の資料を郵送でいただきました。その資料の中に第8投票区峡南高校文化創造館が廃止となり、第6投票区久那 土保育所と統合再編するが、選挙人登録者数897人が、このコロナ禍の中で久那土保育所で投票が本当に可能か。また、今まで第8投票区の選挙人417人が峡南高校の文化創造館から投票所が変更になり、久那土保育所までは遠くなります。上田原、勝坂地区はもとより峡南高校周辺の集落の住民も1キロ以上遠くなります。一般の人も、お年寄りの人も歩いてはなかなか行くことができないという現状です。

投票所が遠くなって、私は投票率が下がるのではないかという心配が発生しています。私は そういうように感じます。何か町では対策を考えているか、当局の考えを教えてください。

○議長(柿島良行君)

遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤基君)

お答えいたします。

ご存じのように平成16年9月の新町合併時には下部選挙区に13投票所、中富選挙区に17投票所、身延選挙区に15投票所の町全体で45の投票所がありました。その後、選挙区および投票所の統合再編がされまして、平成19年4月8日執行の山梨県議会議員選挙から旧下部地区は8投票所、旧中富地区は5投票所、旧身延地区は8投票所となり、町全体で21投票所とし、令和2年10月4日執行の身延町町長選挙まで投票事務を執行してまいりました。

このたび、身延町選挙管理委員会では県立峡南高校の廃校に伴い、選挙投票所として廃校後の施設利用について検討してまいりましたが、町当局と山梨県との合意が得られないことから第8投票区峡南高校文化創造館が廃止となり、第6投票区久那土保育所と統合・再編することといたしました。

上田議員の統合再編した第6投票区久那土保育所、選挙人登録者数897人がコロナ禍の中、 久那土保育所で投票可能かとのご質問ですが、全投票所に共通することとなりますが、現状の ような新型コロナウイルス感染症対策が必要な場合の投票につきましては、有権者に対しマス ク着用での来場を促すとともに、投票所においては検温、消毒での入室や人流による密になら ないよう入室の間隔を開けるなどの対策を講じる予定であります。

さらに同施設においては、一番広い遊戯室を利用することとなりますが、部屋の広さは他の 投票所と遜色はありませんし、選挙投票につきましては、投票日当日のほかに数日間の期日前 投票の期間も設けてありますので、投票者は分散され、差し支えがないと考えております。

ちなみに過去の選挙において同投票所の有権者数のうち、期日前投票者数は投票された有権者の3割を超えた投票がございました。

また、再編された第8投票区峡南高校文化創造館から1キロほど離れました第6投票区久那 土保育所に投票所が変わりますが、町全体の20投票区の兼ね合い等から町が選挙投票だけの ために交通の確保はできませんので、ご足労をお掛けしますが、ご理解いただきたいと考えて おります。

以上です。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

それでは次に移ります。

今まで第6投票区は旧久那土中学校体育館を使用していましたが、どうして投票所を変えたのかということですけど、これは私が勘違いをしていたということですよね。以前に変わっていたんですよね。だから期日前投票で私はやってしまったから、その投票所が変わったということを私は勘違いしていました。先ほど課長の答弁の中にも、コロナ対策、分散する投票、そういうものを考えながら、コロナの対策もしていくということで伺いました。

改めて、この2の②投票所を変更したのかという理由を皆さんに再度説明をしてください。

○議長(柿島良行君)

遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤基君)

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、投票所の統合・再編に合わせまして、地域の実情や施設の状況に鑑み、投票所の設営を最寄りの施設に変更したところでございます。特に体育館を投票所にしていた場合、夏の暑い時期や冬の寒い時期の投票所設営につきましては、地域からの要望もあり、随時最寄りの施設に変更してまいりました。

ご質問の第6投票区は体育館での投票所として設営してまいりましたが、地域の要望を受けまして、令和元年7月21日執行の参議院議員選挙から久那土保育所の施設を利用しておりまして、すでに2回の選挙投票所として開設しております。

先ほど申しましたように、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、先ほどの答弁でしたとおり、しっかりとした体制で臨みたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと 思います。

以上です。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

それでは、次の質問に移ります。

3. 2年度県要望事項と中部横断自動車道の進捗状況はということで、①中部横断自動車道中富インターから国道300号市之瀬地域を結ぶ道路整備の要望に対して進捗状況を伺います。

○議長 (柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

お答えします。

中富インターチェンジと国道300号を結ぶ新設道路につきましては、平成27年9月定例 議会において請願が採択され、町は今まで建設に向けての要望を行ってきました。中部横断自 動車道の全線開通を迎える中、富士北麓地域と峡南地域の観光拠点を結ぶ広域周遊ルートの中 の中部横断自動車道と本栖湖を結ぶ最短ルートとして、その必要性を今後も強く訴えていきた いと思っております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

それでは3の②に入ります。

県道割子切石線三沢、上田原バイパスの建設と三沢橋の架け替えの要望に対して進捗状況を お願いします。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

お答えします。

県道割子切石線、上田原集落内および割子大道集落内は、現在大型車両は交通不能となって おります。地元からも三沢橋の架け替えと台風等でたびたび氾濫する大道川の改修も含め、改 良の要望をいただいており、町も機会があるごとに県にその必要性を訴えております。割子大 道地内の改良につきましては、峡南高校跡地を利用することで、用地交渉が不要になるメリットを生かし、早期着工を引き続き要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

ありがとうございます。それでは3の③県道下部飯富線、鳩打トンネル改修と飯富橋の架け替えの要望に対しての進捗状況を伺います。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

お答えします。

国道52号と300号線を結ぶ県道下部飯富線の主要構造物であります鳩打トンネルと飯富橋においては、鳩打トンネルが昭和9年開削、飯富橋が昭和29年架橋と60年以上経過しており、老朽化が顕著となっております。早期の改築・改修が望まれているところですが、飯富橋につきましては、架け替え位置を飯富三叉路付近にすることによって地域交通ネットワークの形成および地域の振興につながるよう県に早期着工を要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

分かりました。ひとつよろしくお願いします。

それでは、次に移ります。

3の④国道300号中之倉地内の道路改築工事の要望に対しての県に対して進捗状況を伺います。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

お答えします。

先ほど芦澤議員の質問でお答えしたとおり、残る区間につきましては、早期に完成できる工法を含め検討していただき、観光拠点を結ぶ広域周遊ルートとして各拠点施設へのアクセス向上、また災害に強い道路の確保を要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

それでは、3の⑤主要地方道市川三郷身延線「三沢・市之瀬間のバイパス建設」の要望の進 捗状況を教えてください。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

お答えします。

令和元年第2回定例会に1万人以上の署名をもとに三沢・市之瀬間バイパスを実現する会からの請願が提出され、全会一致で採択されました。町も1万人以上の署名を重く受け止め、早速身延町として知事への要望を行いました。また、昨年8月に西八代縦貫促進期成同盟会を発足させ活動を再開し、12月には同盟会として同じく知事への要望活動を行いました。

今後もバイパスの必要性を強く訴え国・県に早期実現を要望していきたいと思っております。 以上でございます。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

分かりました。

それでは最後の質問になりますが、中部横断自動車道が9月全線開通すると言っています。 前にも私はこのことで質問して、期待を裏切られたんですけど、今後本当に大丈夫か、説明を お願いいたします。

○議長(柿島良行君)

望月建設課長。

○建設課長(望月真人君)

お答えします。

本年4月27日に第7回中部横断自動車道新清水ジャンクション増穂インター間連絡調整会議が開かれ、その中でおおむねの工事は夏ごろ完了し、令和3年9月の開通を目指すと発表がありました。現在残る舗装工事、設備工事を鋭意進めており、発表どおり9月中に全線開通する見込みとなっております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君。

○5番議員(上田孝二君)

期待をしていますので、ひとつまたよろしくお願いいたします。以上で私の一般質問は終了しました。ありがとうございました。

○議長(柿島良行君)

上田孝二君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は1時45分とします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時45分

○議長(柿島良行君)

それでは再開します。

次に通告の5番、渡辺文子君の一般質問を行います。 渡辺文子君の質問を許します。 登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

私は2点について質問をしたいと思っています。

まず1点目、新型コロナウイルス感染対策ということで質問をします。

これはほかの同僚議員との質問とかぶってしまうんですけれども、ワクチン接種の進行状況、これがどうなっているのか、お答えください。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

現在、町の新型コロナウイルスワクチン接種計画に基づき実施体制を整備し、医療機関の協力を得る中、各課の協力・協働体制を整え円滑な接種を行っております。まずは優先順位により医療従事者のあと、町では高齢者向けの接種として高齢者施設へ入所している方および施設従事者へは1回目の接種を終え、2回目の接種を始めております。集団接種につきましては、5月23日より土曜日および日曜日に会場を下山小学校体育館において高齢者の接種を実施しております。

接種の対象年齢となります方は事前に電話で予約を行いますが、これまで混乱や苦情等もほとんどなく、また接種されました高齢者の方も重篤な副反応の方もみられておりません。これまで希望されました高齢者の方には順調に接種が行われております。引き続き町民の方への円滑なワクチン接種を実施してまいります。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

今もあったんですけれども、5月23日、初めての集団接種ということで、私も高齢の母を一緒に連れていきました。日曜日で、すごく暑い日だったんですけれども、町長をはじめ多くの職員の方や、それから病院の職員の方たちが本当に献身的にワクチン接種のために働いていてくださって、本当に尽力されていただいたというのはありがたいなと思いました。

ただ最初でしたので、いろいろ今後に活かすような点があって議員全員協議会の席でもちょっと言わせていただいたんですけど、いろんな点で改善すべき点があったんではないかなと思いました。その後、同僚議員がずいぶん改善されてよくなったよみたいなことを言って、いろいろ学習はされたのかなというふうに思っているんですけども、どのような改善があったのかということで、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えします。

まずはマンパワーということで、職員の当日従事していただきます方の人数を増やしたというのが一番大きなところでございまして、それに対しまして、業務のほうがスムーズに行える

ようになりました。

やり方としましても、まず駐車場の人数も増やしたんですが、そこにテントを入り口に設置 したりしましたし、中に入りましても、できるだけ町民の方の動くと言いますか、移動の距離 を少なくする、そのために職員がそこに出向いていくという、そういった対応を取らせてもら う中で、町民の方も動かずにと言いますか、移動の時間も少なくなったというようなことの中 で改善されまして、時間のほうも短縮することができました。

以上です。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

おそらく議員が見たとき玄関付近がすごく混んでいたんですね。受け付けのアプローチを少し取って、あと土足でそのまま上がれるようにし、靴を履く脱ぐの手間をなくしました。それによってかなりスムーズな動きになったんではないかと思います。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

そうなんですよね。相手は高齢者で何か一つやるごとに時間もかかるし、手もかかるということで、そこのところの視点をもうちょっと変えてもらいたいなということで、それがいろいろご努力をされていたということで評価をしたいと思います。

それで、昨日の町長の町長行政報告の中で、県内の高齢者25.8%ということでお聞きをしました。これはあくまでも集団接種ということだと思うんですね。今朝の新聞の中に身延町は1,596で30.6%と、5%増えているから、これが高齢者施設なんかで受けた、全部合わせると30.6%ということだと、この新聞を見て、ちょっとあれっと思ったんですけど、ちょっとお聞きしたら、そういうことなので了解をしました。

ただ、町民の方から私、何件かの電話が来たり、これを持って来たりということで話をお聞きしました。例えば、最初5月23日に予約を取るのに、これが来て、予約開始が5月12日から14日とあるんだけど、この連絡が来たのが5月13日だったと言うんですよ。あと明日しか残っていないということで本当に焦ったという、ほかにもそういう話も聞いていたので、もうちょっと余裕を持って、こういう連絡は、一応予定にはあるんですけども、実際にこれが郵送されて、これを見て、接種する前にかかりつけ医にご相談くださいとかあるのに、明日しか予約が取れないというのは、もうちょっと余裕を持ってできないのかなと。きっと高齢者は1人では判断できないし、ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要ですと。やっぱりさっき同僚議員の話もあるように不安がいっぱいあるんですよね。不安だけども、コロナにかかりたくないから受けるしかないかなみたいな、そういう安全面に迷いというか、そういうものもあるし、やっぱり自分一人では判断できないというところがあるんではないかなと。誰かに相談したいということもあると思うので、ほかの方にも言われたんです。もう日にちが過ぎてたよみたいな。そうではなくて、やっぱりある程度、事前にこういうものがあって、誰かに相談して、では受けようということにならないと、本人もちょっと納得できないんではないかなと思うので、今後もありますので、これは何人かに聞いたんですね。やっぱりそうだったというこ

とで、これはもうちょっと早く、何か連絡ができないかなというのと、この中に受け付け時間が8時45分から17時15分まで、12時から13時は除くとあるんです。これも住民の方が昼休みしか電話できないのに、高齢者はもうできないから、きっとお子さんとか誰かが電話すると思うんだけども、この時間は除くといったら電話できないじゃないという、なるほどなと思ったんですね。だから住民の方に知らせるではなくて、この時期だけでも当番制で、誰かが窓口に居てくれると。そして電話を。この時間しかできない人もいるわけだから、そういう人に対しては、受け付けをしていただきたいと思ったんですけども、その2点ですね、改善していただきたいなと、町民から何人からも電話があったりしたので、それをお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

最初の通知につきましては、通知を発送した翌日から3日間ということで、町のほうでも予約の受け付けをさせてもらっています。郵送の関係かと思いますが、3日間ということの中で、その中で順次、予約を受け付けておりますが、仮にその3日間でどうしても高齢者の方など、予約受け付けができない方につきましては、もちろん3日過ぎたのちも予約を町では受け付けをさせてもらっております。

それと時間ですが、一応、公平性を担保するではないんですが、やはり8時45分から12時まで、それから1時から5時15分ということの中で、お昼休み等を抜かせてもらっているわけなんですが、今後若い方たち、64歳以下の方につきましては、町のほうでもwebといいますか、インターネットを通じてということの予約を今、検討しておりますので、そちらのほうを使ってもらうということでありますが、高齢者の方につきましては現状の、今の受け付け、電話予約の方法で今後取らせてもらいたいと考えております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

ということは何、12時から1時までは除いて電話くださいということですか。それが困るって言っているにもかかわらず、そういうことをするということですか。昼休みしか電話できない人っていますよね。公平性ってどういうことですか。私には理解できないんだけど。何が公平、何のための公平なんですか。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

コロナの関係は、われわれも実は災害対策と同じくらいに考えて、対応を取っています。それで今、議員おっしゃるとおり昼休みの期間というのは、例えば65歳以上も、70歳以上でも勤めている方って結構いらっしゃるので、これから担当課も含めて、場合によれば担当課が大変であれば、ほかの課から、昼休み中にシフトを組んで電話対応ができるよう検討させてください。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

町民が困るって言っているんだから、それに対応するのが町の仕事ではないかなと思うので、それはどこから応援を頼もうが別にいいです。町民がその時間に電話をせざるを得ない人が電話をしたときに対応してくれる人がいればいいことなんだから、それはそれで役場で考えて、当番制でもなんでもいいです、やっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それからさっきの予約して、3日間って、だって接種する前にかかりつけ医にご相談くださいとかとあるではないですか。3日しかないのに、それは無理だと思うんです。それがもうちょっと早くはできないということなんですか。3日あるからいいということなんですかね。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えします。

日程のほうもそれぞれ各家庭に通知をさせてもらっております。そちらの日程も確認願うんですが、たしかにかかりつけ医ということの中では非常に厳しいところはあるかと思いますが、現状、町民の方には、その期間の中で現在、予約受け付けを行ってもらっておりまして、どうしてもという方につきましては、その3日過ぎたのちも町では受け付けを対応させてもらっておりますので、そこをご了承いただきたいと思います。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

対応してくれるんだったら、なぜもうちょっと柔軟な対応ができないんですかね。お年寄りって、3日といったら3日でやらなければいけないと思っているんですよ。基本的にそうでしょう、だって。期限が決められているものは、なるべく、だったら期限内にやりたいと普通は思うではないですか。延びてもいいよと、普通は思わないですよ。特にお年寄りは、そういうふうに期限が切られたら、このときにやらなければいけないと普通は思うと思うんですよ。過ぎてもいいですよと、それはないんではないですかね。基本は基本で、ちゃんとこの期間でやってくださいと。それができるような予定を向こうから持ってくるのが普通なんではないですかね。そこのところがちょっと、ギリギリで困るという声があちこちからあったので、それをお伝えしているんですけど、無理ということですか。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

今の接種が土日で、1週間ごとに対応する年齢層が変わってくるんですね。そうすると、あまり1週間の受け付けを自由にしてしまうと、氏名や接種時間など一覧表を作っているんです。そういう準備、土曜日にやるには金曜日とか木曜日にはそういう準備をしなければならない。それと金曜日には、みんな体育館に行って翌日の準備をする。そういう準備の時間がどうしても必要になるので、月曜日から例えば水曜日ぐらいにできるだけご予約くださいというのが今の課長の答えなんですね。

ただ、それで今、議員おっしゃるように、それに書いてあれば、それが過ぎれば駄目ではないかと思うということがあるので、それについては、検討をしますけども、こっちも1週間単位でやっているものですから、どうしても1週間受けるとなると一覧表ができなくなってしまいますから、そういうことのご理解をいただく中で検討させてください。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

何しろ7月いっぱいにしなければいけないというのがあって、現場は大変ということは理解しているんです。でもやっぱり受ける人たちのことを考えたら、それは役場で、できることは努力していただきたい。それは住民にそういう負担がかかるということはなるべく避けていただいて、そっちのほうで苦労していただけるんだったらしてもらいたいなと思いますので、ぜひそれは、もうちょっと融通をきかせて住民のためにしていただきたいなと。今、町長、そういうふうに考えてくれるということなので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

質問の2なんですけども、本当にワクチン接種、7月中に高齢者、終わらせなければいけないということで、その菅さんの一言で、大変な思いを皆さんして、身延町なんかはそんなにたくさんではないですけど、ほかの市町村は本当に大変な思いをしているというものを聞いています。でも一応、政府の方針だから7月いっぱいにはしなければいけないと。私も7月31日が2回目というような年齢で、ぎりぎり7月31日なんだなというふうに思ったんですけど、7月末までに完了するという国の方針で、山梨県はそれができると。「えっ」と私も最初思ったんですけど、できるということで回答したということなので、本町ではどういう予定でという、一覧表があって、それは分かるんですけど、どういう予定でするつもりなのかということでお尋ねをしたいと思います。2点目です。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

高齢者のワクチン接種につきましては、国の方針によりまして、7月末までに接種を終えるように接種計画の作成が求められました。ワクチンについては、国でも全高齢者が2回接種可能となる量が6月末までに配分されるといわれております。本町を含め、県内すべての市町村では7月末までに高齢者へ2回の接種を打ち終えることになっております。

本町では7月末までに終わらせるため、集団接種を推奨し、大きな会場で一度に多くの方を接種するための体制を整備し、高齢者を順次、年齢上位の方から年齢を刻み、5月23日から集団接種を実施しております。町民の方へも日程を周知しておりますが、その接種体制を整え迅速かつ安全に高齢者のワクチン接種を実施してまいります。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

分かりました。これは7月31日までの予定が広報の中にも入ってきて、ただ、すこやかセンターが変更になったんですね。それ、普通、一般的に知らないと思うので、それをもう1回、

言っていただいたほうがいいかなと思いますけど。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

当初は7月からすこやかセンター、というのは夏季は体育館は暑いものですから、高齢者の皆さんがまいってしまうと困るので、そういう計画だったんですが、いろいろ駐車場とか、階段をのぼるとか、エレベーターもあるんですが、もう人数的にできないということで、体育館に変更いたしました。今回、補正予算を出していますけども、体育館に変更するため、最終日の11日の本会議に、それに関わる予算を再度、追加で補正予算を出させてもらうため、準備をしています。というのは、エアコンを規模からいくと4台ぐらい必要になります。体育館を冷やすのに。あとは扇風機とか冷風機とかを置いて、そしてせっかくうまい動線ができて、流れもよくなっているので、同じ会場でやるほうがいいだろうという決定をしました。そんなことで、体育館のほうに移らせてもらっています。また、周知もしっかりとしていきたいと思っています。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

分かりました。暑さ大丈夫かなと思ったんですけども、そうやってエアコンも入れてくれる し、大型扇風機もあるので、すこやかセンター狭いし、ちょっと駐車場のこともあるし、どう なのかなと思っていたんですけど、暑さだけでも回避できれば広いほうがいいのかなと思いま すので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

質問3番目なんですけど、ワクチン接種事業において予約のキャンセルが出た場合の対応は どうするのか。優先順位のリスト作成はあるのかということで、お尋ねをしたいと思います。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

特にキャンセルに伴います優先順位のリスト等の作成はございません。町では国の接種順位の考え方による医療従事者等の範囲に基づき、当日キャンセルなどでワクチンに余剰が出た場合は、そこの会場でワクチン接種に従事する医療従事者等に準ずる扱いから予防接種業務に従事する者として事前に了解を得た接種に希望のありました職員から、当日の会場においてすべての高齢者の接種が終わったのち余剰分のワクチンを使い、職員へ接種をしております。これまでの集団接種において廃棄したワクチンはございません。これからも貴重なワクチンを廃棄することなく、病院とも連携しながら対応していきたいと思います。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

これまで廃棄したワクチンはないと、それはそうだと思うんですけど、先ほどの答弁の中で 6月5日現在、21人のキャンセルが出て打ったということで、3回で21人ということで理 解をしたんですけど、これは全国でいろんな事例がありますよね。先ほどの一般質問の中でも 出ていたんですけど、エッセンシャルワーカーとかそういう方にとか、それから私、5月23日 に母を連れて行ったとき、連れて行く私も高齢者なんですね。だからもちろん、そこに働く人 たちに打つのもいいでしょうけど、高齢者を先にと言うんだったら付き添いの高齢者とか、そ れから今、問題になっている保育園の職員、それから学校の職員、それからデイサービスの職 員の方がまだ打っていないという話を聞いたんですね。高齢者施設の入所者がいる施設の職員 は打っていますよね。だけど同じように高齢者の世話をしているデイサービスの職員が打って いないという話を聞いたんですね。それはないよなと思ったんですけど、やっぱり高齢者に関 わる職員の人たち、施設の入所している、高齢者が入所しているかどうかということではなく て、高齢者に関わる職員には早く打つべきだと思いますので、身延町には結構デイサービスが たくさんあって、まだ打っていないという話も聞いたので、そういう方から、もし余ったらリ ストをちゃんと作っておいて連絡しますということで、無駄がないように、職員に打つのもい いんでしょうけど、皆さん努力してくれて頑張ってくれているんだけど、ただ、そういう人た ちにリストを作っておいてやるということも1つの方法かなというふうに、全国ではそうして いますから、身延町でもそうしているのかなと思ったら、そうではないというふうに答弁され たので、それは今後、何しろそういう子どもに関わる人たちとか、デイサービスの職員とか、 そういう人たちにまずやっていただきたいなと私は思ったんですけど、その点はいかがでしょ うか。

○議長 (柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えします。

たしかに高齢者入所施設につきましては、現在、接種を行っているわけなんですが、デイサービス等の従事者につきましては、国の言っている優先順位、高齢者からということを言われていますので、それに基づきまして、年齢を刻む中で、65歳までの方につきましては7月いっぱいまで、それ以下の64歳以下の方につきましては8月以降ということなので、デイサービスの職員につきましても、現状、その接種順位によりまして、その考えのもとに接種を行っていきたいということを考えております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

それが私、国が言っていることがよく分からないんですけど、同じ高齢者に関わっている仕事をしているんですよね。施設の職員だけ早く打ちなさい、だけどデイサービスで高齢者と接している職員は、普通の人と同じでいいよというのは。せめて、そこを町として、キャンセルが出た場合には、そういう人たちを早く打つとか、そういう努力が私は必要なんではないかなと思って聞いているんですけど、そういう考え方はないと理解していいですか。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

余剰するワクチンというのは、もう5時とかそのころにならないと分からないんです。最後の、本当に、もうこれで全員が来たとか。それも土日です。それでどのくらい余るかも分からないので、そこから電話を入れて、すぐきてくれるのかどうか。もしその人が駄目なら、また次の人に電話、また次の人に電話ということもできないので、医療従事者に準ずるという扱いにそこの現場で働く職員はなっていますので、少しも無駄にしないためには、誰でもではなくて、保健師とか、会場で従事している人たちに打つというのが私はそれはそれでやむを得ないのかなと思っています。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

そういうことで、こういう方針が出たと思うんですけど、一般的に考えて、やっぱり先にも うちょっと、もちろん時間的にね。でもキャンセルが出るのは最後でないと分からないという ことはないと思うんですね。予定で来ない人がいるというのは分かることだと思うので、それ はキャンセルがあった時点で、その連絡網をちゃんと作っておいて、全国でそういうふうにし ていて、優先順位のリストを作っておいて、電話があって、そういうふうにしているという事 例もありますので、身延町だけできないということはないと思いますけど、そういう方針で身 延町はやるという。ただ、それはやっぱり住民にきちっと、こういうふうにしますよみたいに 分かっていないと、優先順位で首長が先にしたみたいな、それは内緒でやるからそういうふう に、あとで批判の的になるわけで、そういうふうにしますよというふうにちゃんと言ってやれ ば、別に問題はないと思うんですけれども、ただ、それをやっぱり、ちゃんと明らかにして、 こういうふうな順字でやりますからということは、明らかにしてから、私はやったほうが住民 の理解も得られるんではないかなというふうに、一方的にそうやって理解してくれといっても、 ちょっとなと。ほかではそういうことをやっているのに、どうして身延町ではできないのかな というのがちょっと。そんな話も聞きましたので、私もそう思っていますので、そういう点で はやっぱり住民の理解が得られるような、広報みたいな、そういうこともやる必要があるんで はないかなと。あくまでも、そういうふうにしていくということであれば。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

また広報は検討してまいりますけども、実は500人近くを接種しているんですね。土日に、合わせて。どうしても時間通りに来なくて、遅れてくる方がいるので、それを余剰として打ってしまうと来たときに打てないので、やっぱり5時ぐらいまで、本当にそこを開所しているところまで待っていないと、本当にキャンセルなのかというのは分からないんです。だから、そういうことで、5時の体育館を閉める寸前で、余ったワクチンだというのが出たから職員のほうへ順次打ってもらっています。医者や看護師さんも、来る人を待っているかというと、先生方は多忙ですから、ある程度そういう時間になれば体育館から帰りますので、医療従事者に準ずる職員で接種ができる人から打っているというのが現実です。また広報については考えます。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

23日に行ったときは、時間よりずっと早くみんな来ていたから、そんな遅れてくるというのはないのかなと思ったんですけど、現実にはあるということなんですね。分かりました。では、それはそれで広報なんかでぜひ周知をして住民の理解を得るようにしていただきたいと思います。

4番目ですね。介護施設入所時の検査費用の補助、これはずっと前から言っていますけれど も、その後どうなっているのか、お答えください。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

令和3年第1回定例会においても答弁させていただきましたが、その後、関係者とも協議を 重ねる中、身延町新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業実施要綱を整備しまして、その 事業にかかります予算につきましては、今定例会において予算計上させていただきました。

今後、この事業の周知を図り、高齢者が施設へ入所する際の費用を助成することにより、高齢者施設等の安全を確保しまして、高齢者が入所しやすい環境の整備を図ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

町長はいつもスピード感をもってやるとおっしゃっているけど、全然スピード感ないですね。2月から、2月、3月と、私ずっと2月から言っているんです。今頃、もうほかの市川三郷町とか、富士川町はもうとっくにやっているんですよね。本当に困るからお願いしているのにもかかわらず、2月、3月は実費でやって4月からでしょう、遡って。4月からしか出ないではないですか。その高齢者施設に聞いたら、7月からはそれをやらないということで、本当に短期間だったんですよね。本当に必要なときにそれがなかったということで、私は本当に町民が困っているという声をきちっと聞いているのかと。なぜ、それをちゃんと早めに解決してくれるようにできないのかなと。ちょっとそういう点では、スピード感がないなと思っていますので、今回、予算に入って4月から遡ってという話ですけど、もうすぐいらなくなってしまうことですけども、もうちょっと住民が困るということに対してはスピード感をもって本当に、町長が言うようにスピード感をもって、そのときに何ができるのかということを一生懸命考えて努力していただきたいと思います。

それから町としての経済対策はどう考えているのかということで、お尋ねをします。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

お答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染の発症から、すでに1年以上が経過しようとする現状下において感染症予防対策や地域経済対策は、国家プロジェクトとして様々な観点から取り組みがされてい

るところであります。

感染者数は増加と減少を繰り返しておりまして、現在は10都道府県に緊急事態宣言が発令され、国民全体で極めて限定的な日常生活を余儀なくされております。

コロナ禍での町民の生活を支援する対策は、国による町民1人当たり10万円を給付する特別定額給付事業や緊急事態宣言の影響緩和とする中小法人・個人事業者のための一時支援金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を対策の柱として、本町では感染予防対策事業、子育て世帯やひとり親世帯への支援給付金事業、町民1人当たり2万円を2回実施した商品券配布事業、大学生等支援事業、避難所感染予防対策事業等、様々な事業を令和2年度に実施して町民の生活安定および地元事業者への活動支援に寄与することができたと考えております。

しかしながら、現在も新型コロナウイルス感染症により従前の日常生活は取り戻せていません。本町ではさらなるコロナ禍の経済対策として、2月4日に通知された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次配分のうち1億3,903万4千円については、国に対して繰越手続きを取り、令和3年度の交付金事業として6事業の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施計画を策定いたしました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施計画を策定いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大により町内での消費が低迷しているため、令和2年度においても町民や事業者からの評価が高かった町民1人当たり2万円の町内限定の商品券配布事業ほか5事業を本6月定例会にお願いしている補正予算に計上いたしましたのでよろしくお願いいたします。

引き続き、コロナ禍における町民の感染予防対策および地域経済の活性化の対策をバランスよく効果的に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

今までもいろいろやってきていただいて、6月議会も6事業ですよね。それはそれで評価は するんですけど、ただ私ずっと言っているんだけども、今、本当に困っている、町民一律に2万 円の商品券、それはそれで大変な思いをしているから、それはありがたいと思うんですけど、 ただ私が一番心配しているのは、今、本当に困っている人たちが、同僚議員の一般質問でもあっ たけれども、事業者で下部温泉の人たちとか旅館業、飲食業とか本当に生活もままならないと いうような人たちに町としてどうしていくのか。国ではひとり親、それから子育て世代とかと いって、今回も6月議会にそれが出ているんですけど、何しろ遅いんですよね。今、本当に困っ て食べるのにも大変な人たちが、今から議会で論議するでは、本当にどうやって生活していく のかなというのがちょっと心配で、生活実態がどうなのかなということで、社協に行って、日 頃、社協で貸付をしているのは年に1、2件だそうです。1件10万円というのは。だけどコ ロナで、県社協で緊急小口資金、それから総合支援資金、生活支援費ですよね。これが去年の 4月から申し込みが71件あるそうです。緊急小口資金とダブっている人もあると思うんです けど、もちろんこれは非課税の人には国の制度で免除になった。返さなくていいといっても生 活はどうするんだろうというところがあって、本当にこういう数字が出て、71件の人たちが この貸付を受けている、この身延町の現状をどういうふうに、私、前にも実態をきちっと調べ て、実態に応じて、ではどこをどういうふうにすればいいのかということをぜひ対応してもら

いたいということを、ここで何回も、私言っているつもりでいたんだけれども、それはそれで経済対策はやってはいてくれるんですけれども、本当に今、生活に困っている人たちはどういう対応が町としてできるのかなというのが、そこのところがちょっと心配な部分で、70件の人たちが、延長に延長を重ねて8月末にはもう切れるということなので、この人たちはどうしていくのかなというのが、私とても心配なんですけども、この前の新聞には生活保護が急増しているというのが新聞に載っていたんですけど、身延町の生活保護の実態はどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えします。

生活保護の実態と言われますが、本町にもその以前に相談に来ていただいて、本人と対応させてもらっていまして、本人の一番ベターなといいますか、方策を福祉保健課でも考えながら、それを導かせるということの中で、一度に、すぐに申請ということにいく前に何をその方が望んで何ができるのかということで対応させてもらっております。

コロナ禍の中で、本当にその方がコロナの影響で生活が困窮になったかというところまでは、 実際のところ現状は見えてきません。これまでの生活実態でありましたり、あとは本人の健康 状態にもよるんですが、病気に長いことかかっていたということであったりということの中で、 その人の状態に応じる中、町も相談に応じながら、その人の対応をさせてもらっておりまして、 一概に現状、生活保護の申請に至るまでの数は増えたということは、町のほうではなっておりません。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

認識がちょっと違うんではないかなと思います。コロナで生保ということではなくて、何しろ生活が苦しいからということで相談に来たと思うんです。コロナであろうが、なかろうが、生活するのが大変だということで相談に見えたと思うので、それはぜひ親身になって相談にのってあげていただきたい。そして町として何ができるのかということを、生保までつなげられなくても、なんかできることがないかということで、相談に見えたというのは大変な決意で来たと思うんですよ。本当は相談はしたくないと思うけど、でももう仕方がなくてギリギリで来たんではないかなと思いますので、ぜひそこのところを汲んで、ぜひ親身に相談にのっていただきたいと思います。その上で町として何ができるのかということを考えていただきたいと思います。

次に2番目の質問なんですけども、生理用品の配布等についてということで、生理の貧困ということで、この前、新聞にも載っていまして、国は重点方針案ということで、本年度中に着手ということで、健康調査をするということで、これは私、NHKの番組で、こんなに深刻な問題になっているんだというのを初めて知ったんですけれども、学生が学校にも行けない、出歩くこともできないということがあるんだということを初めて知って、そのあとから全国的に生理の貧困ということで、いろんなところで配布したり、配置をしたりということが出てきて

います。

山梨県女性団体でも、この前、知事に学校にぜひ、生理用品がなくて学校に行けない子もいるということで要望したということも聞きましたので、ぜひ中学校の女子生徒に生理用品の配布ができないか、配布か配置か、それはそれでどうするのか、何しろ子どもたちが学校に来られなくならないようなことをしていただきたいと思いますので、ぜひ中学校の女子生徒に配布か、配置ができないかということで質問したいと思います。

○議長(柿島良行君)

深沢学校教育課長。

○学校教育課長(深沢泉君)

お答えします。

中学校に現在の状況について聞き取りをしたところ、忘れた場合などは保健室で無料配布することになっていますので、必要になった生徒は保健室に来ます。その際、養護教諭が保健指導も兼ねながら配布していますが、金銭的な理由で継続的にもらいに来る生徒は見受けられません。

議員のご質問の配布や次のご質問のトイレの配置については、現状の保健室での対応を含め 学校と相談して一番よい方法を取ります。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

保健室に忘れたと言って来ると思うんですけど、買えないから来たなんてことは言えないと思うんですよ。ここにいるのはみんな男性で、私一人女性で、皆さんにはきっと分かってもらえないんではないかなと思うんだけれども、とても人には、まして中学校の思春期の子どもたちがそんなことは言えないと思いますので、そういう子たちが学校に来られなくならないように、来ても学校に行けばトイレに配置してあるということで、それがどのぐらいいるか分からないけど、でも現実にそういう実態があるわけですから、それはぜひ学校と相談して、答弁していただいたんですけど、一番よい方法、配布、配置がいいのかなと思うんですけども、トイレットペーパーと同じような感覚で置いていただければ私は一番いいかなと思いますので、ぜひそれは良い方法を見つけて、方法を取っていただきたいと重ねてお願いをしたいと思います。それで2番目なんですけども、これさっきの学校、それから公共施設のトイレに、本当にトイレットペーパーと同じような感覚で、公共施設はたくさんあるから、みんなにというわけにはいかないと思うんですけども、主なところにだけでも置いてもらうとやっぱり違うんではないかなと思いますので、そういう配置ができないかということで質問をしたいと思います。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

このコロナ禍の中、大幅に収入が減少し経済的に困窮しています女性に対して、都市部の自 治体を中心に生理用品の配布を行っているところがあります。これらの自治体の多くは、災害 備蓄用品となっております生理用品を使い、本人が庁舎等に取りに見えていただき配布を行っ ているケースがほとんどであります。

先ほど、学校の関係につきましては、学校教育課長の答弁にもありましたが、公共施設への 配置につきましては、やはり不特定多数の方が出入りする施設で、しかも規模も大きく、それ らに対応するには限られた資源の中で生理用品を配置、管理することは難しいものがあります。 現在、福祉保健課には、この件での相談事などは来ておりませんが、今行っております食料支 援の事業と同様な扱いとしまして、今後、相談などがありました方につきましては、配布をす る方向で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

男の人は相談に来たらやるよと簡単に言うけど、相談できないんですよ、こんなこと。生理 用品がないからくださいって言えますか、普通。そこのところが住民の立場というか、女性の 立場が分かっていないなというふうに私は思うんですけど、相談があったらということでなく て、やっぱりトイレットペーパーと同じように全部でなくていいです。女性が、若いお母さん たちとかが来るような、そういう公共施設だけでも最初はいいです。そういうところにとりあ えず置いといてもらうということは、町長できないでしょうか。たくさんでなくていいんです。

○議長(柿島良行君)

はい。

○教育長(保坂新一君)

学校関係のお話も入っておりますので、私、教育委員会としての答弁をしたいと思いますが、 特に学校につきましては、先ほど学校教育課長から話がありましたように、私、教育委員会で も経済格差や貧困から来る関係で生理用品を確保できない子どもを一番心配しておりましたが、 先ほどの課長の答弁のように、その心配はまずないということで大変安堵しているところであ ります。

特に学校におきましては、答弁のとおり養護教諭、これも女性でありますので、その女性の養護教諭と女子生徒との人間関係というものを確立する中で、そういった話をしながら、しかも愛情を込めながらフェイス・トゥ・フェイスでやることによって、女子生徒が安心をして、そういうことがあっても、気持ちよく対応している学校の体制に生徒たちも気持ちを受け止めていただきながら対応できているという体制を私たちも確認をしましたので、そういう点につきましては、今後も学校長の責任の中で、養護教諭、それから女性教職員等の連動の中で、デリケートな時代の女子生徒へのそういった対応につきましては今後も丁寧にやっていきたいと。ですから、配置、配布という話はいろいろ考え方があると思うんですが、特に学校におきましては、フェイス・トゥ・フェイスで言葉を交わしてお互いの気持ちをやりとりする中での、そういった教育的意味を含めた対応というものが非常に大事なのかなと。学校以外については、また答弁があると思いますが、やはりそういう面につきましても、そんなことも含めながらの検討も必要なのかなと。学校関係につきましては、そんな形で今後も学校現場と連動を持ちながら的確に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

望月町長。

○町長(望月幹也君)

その他の公共施設についてですけども、できれば窓口が福祉保健課になっていますから、自分で確保できないそういうときは、例えば保健師、保健師は全部女性ですから、保健師に電話を入れて申し込んでください。実はマスクを各施設のテーブルの上に置いていました。あっという間にみんな持っていかれています。ですから、みんな本当に困って、使ってくれる方だけだったらいいんですが、勝手にどんどんマスクなんかも、何枚も重ねて持って行ってしまうとか、そういうことが起こりますので、やはり経費を無駄なく使うためには、そういう窓口へしっかりと話をしていただいて、もちろん男性職員が対応するわけではなくて女性職員が対応して、そして判断の中で支給するというような形のほうが確かではないかと思いますので、公共施設へ置くということは、今の時点では考えてはおりません。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

やっぱり男性には分かってもらえないなと、今、思いました。無理かなと。くださいと言えますかね。マスクとは違うんですよ。マスクと同じ感覚で思われたら、私、違うと思うんですよね。やっぱり分かってもらえないのかなと。さっき教育長がおっしゃったように、もちろん養護教諭の先生と話をするけど、子どもたちはいろんな子どもがいるんですよ。いろんな子どもが。やっぱり言い出せない子だっているわけではないですか。でもその子たちが不便しないように、そのことで学校を休むようなことがないようにトイレに配置をしてもらえれば、話をしなくても学校に来られるんではないかなと。もちろん、先生は愛情をもってやってくれるとは思うんだけど、いろんな子どもがいるから、それは、全部が全部ではないと私は思うから、何しろ子どもにそういうふうに、気を使わせないで、何しろ配置をしてもらえればと思うんですけども。

○議長(柿島良行君)

保坂教育長。

○教育長(保坂新一君)

議員のおっしゃることは、私、男ですけども、よく理解できます。というのは私も現場にいて、その後退職をして10年近く経ちますけれども、議員ちょっとご理解いただきたいのは、実は性教育やこういった生理のことに関する感覚というのは、われわれや議員の時代とはまったく違います。というのは、今、感じている、例えば生理の問題についても、実はこれは個人の意識の差もあれば体の状態、健康状態もあります。いろいろありますけれども、意識調査をしますと、だから良いということではありませんよ、意識の状態がかなり違うことを踏まえた、学校の性教育や生理に対する教育はかなり時代とともに進んできておるということは、ぜひご理解をいただきたい。

ということは、議員が心配している、例えば気が小さくて言い出せないという人たちも実は かなりできています。というのは、そこはもう女子生徒のそういったものに対する教育は、実 は男子生徒も含めて幅広く、もうすでに教育がなされておりまして、この生理用品の問題につ きましても、学校現場の教職員、女性教諭、学校長はもちろん児童生徒、保護者までかなり浸 透している時代なんです。

ですからご心配はもちろんあって、私たちや現場の教員はそういったものが言えない性格の 子どもたちもいらっしゃいますから、そういう子どもが遠慮しないで保健室に来て、温かい養 護教諭の先生や女子の担当の先生方と、困っているんですと言えるような状況をつくっていく よう努力をしているので、そういった点をぜひご理解をしていただきたい。

一度、渡辺議員、私と一緒に現場に行って保健の先生と話をしてもらったり、女性教員と話をしてもらったりすると、われわれの時代と違う、逆に効果的な性教育や生理の教育というものが浸透しておりますので、ぜひその実態も踏まえながら、極端な話、そうだということではありませんが、生理について、今、女子の中では、いろんな人がいますが、逆にそのことを恥ずかしいとは思わない。かえって、そのことは生命の大事な生理現象で自然な営みであり、健康的なことであるということの感覚のほうが強い時代にもなっているわけです。その意識を私たち自身も変えていかないと、隠すことではないよと、堂々とそれは、堂々と言うことではないけれども、大事なこととしてお互いに受け止める、柔らかくて温かい社会、そういう子どもたちの心理を温かく包みこめる教育現場、あるいは社会というものをお互いにつくっていくことが逆に私たち大人の責任ではないかなと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

教育長、おっしゃることは分かるし、今、本当に私たちの時代とは違って進んでいるというのは分かるんですけど、でもやっぱり、この前のNHKのドキュメンタリーで言ったように、そういう人たちもいるから、こういう問題になっているわけですよね。学校にも行けない、外にも出られないというような、そういう人たちが中にはいるから、こういうような全体的な流れになっているわけですから、もちろん学校でそういう努力はしてくれるというのは分かっているんですけど、でも中にはそういう子もいるんではないかなと思いますので、それはお任せしますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長(柿島良行君)

渡辺議員、時間です。

渡辺文子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(大村隆君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分

令 和 3 年

第2回身延町議会定例会

6 月 9 日

令和3年6月9日午前9時00分開議於 議 場

1. 議事日程

日程第1	諸般の報告	
日程第2	議案第58号	令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号)
日程第3	議案第59号	令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第
		1号)
日程第4	議案第60号	令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
		1号)
日程第5	議案第61号	令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第6	議案第62号	令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第
		1号)
日程第7	議案第63号	令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算
		(第1号)
日程第8	議案第64号	令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第
		1号)
日程第9	議案第65号	令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予
		算(第1号)
日程第10	同意第4号	身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任
		について
日程第11	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
		いて
日程第12	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
		いて
日程第13	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
		いて
日程第14	休会の決定	

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番 伊藤雄波 2番 伊藤達美 望月唇良 朗 3番 4番 赤 池 上田孝二 田中一 泰 6番 5番 7番 野島俊博 8番 河 井 淳 9番 芦澤健拓 10番 福與三郎 12番 川口福三 渡辺文子 11番 広島法明 13番 14番 柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22人)

町 長望月幹也 副 町 長 笠 井 祥 一 総 教 育 長 保坂新一 務 課 長 遠藤 基 会 計 管 理 者 小笠原正人 企画政策課長 幡 野 弘 交通防災課長 佐藤成人 財 政 課 長 佐野美秀 税 務 課 長 伊藤克志 課 長 穂 坂 桂 吾 町 民 福祉保健課長望月 長 佐野和紀 融 観 光 課 子育て支援課長 松田宜親 産 業 課 長 高 野 修 建設課長望月真人 土地対策課長 伊藤天心 環境上下水道課長 水 上 武 正 下部支所長 内藤哲也 身 延 支 所 長 千頭和康樹 学校教育課長 深沢 泉 生涯学習課生涯学習担当リーダー 小林勇司 施設整備課長 羽賀勝之

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 大村 隆録 音 係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長(大村降君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

(あいさつ)

ご着席ください。

○議長(柿島良行君)

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

本日は提出議案の質疑および委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり議案第58号、議案第61号、議案第62号、 議案第65号は各常任委員会に付託を予定しています。このため質疑は大綱のみに留めてくだ さい。

なお、請願第1号につきましては、本定例会の初日に総務産業建設常任委員会へ付託済みで すので申し添えます。

また議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第64号、同意第4号および諮問第2号から諮問第4号は委員会に付託省略議案表のとおり委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第58号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号)の質疑を行います。 質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

日程第3 議案第59号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を 行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

日程第4 議案第60号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

日程第5 議案第61号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

日程第6 議案第62号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を 行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

日程第7 議案第63号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)の 質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

日程第8 議案第64号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

日程第9 議案第65号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)の 質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

日程第10 同意第4号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任については人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号は質疑を省略します。

日程第11 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第12 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第13 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の3案件はいずれも人事案件であるため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議 ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号から諮問第4号までの質疑は省略します。

日程第14 休会の決定についてをお諮りします。

議案調査のため、6月10日は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、6月10日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

なお、このあと予算決算常任委員会を第1・第2会議室で開催します。

ご苦労さまでございました。

○議会事務局長(大村隆君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時10分

令 和 3 年

第2回身延町議会定例会

6月11日

令和3年6月11日 午前 9時00分開議 於 議 場

1. 議事日程

日程第1	諸般の報告	
日程第2	委員長報告	
日程第3	議案第58号	令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号)
日程第4	議案第59号	令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第
		1号)
日程第5	議案第60号	令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
		1号)
日程第6	議案第61号	令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第7	議案第62号	令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第
		1号)
日程第8	議案第63号	令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予
		算(第1号)
日程第9	議案第64号	令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第
		1号)
日程第10	議案第65号	令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算
		(第1号)
日程第11	同意第4号	身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任
		について
日程第12	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
		いて
日程第13	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
		いて
日程第14	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
		いて
日程第15	請願第1号	県道割子切石線の新バイパス建設と大道川の改修工事に
		関する請願書について
日程第16	委員会の閉会中	の継続調査について

追加日程第1 議案第66号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第3号)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番 伊藤雄波 2番 伊藤達美 望月唇良 朗 3番 4番 赤 池 上田孝二 田中一 泰 5番 6番 7番 野島俊博 8番 河 井 淳 9番 芦澤健拓 10番 福與三郎 川口福三 渡辺文子 12番 11番 広島法明 13番 14番 柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22人)

基

弘

修

泉

町 長望月幹也 副 町 长 笠 井 祥 一 総 教 育 長 保坂新一 務 課 長 遠藤 会 計 管 理 者 小笠原正人 企画政策課長 幡 野 交通防災課長 佐藤成人 財 政 課 長 佐 野 美 秀 税 課 長 伊藤克志 課 長 穂 坂 桂 吾 務 町 民 福祉保健課長望月 長 佐野和紀 融 観 光 課 子育て支援課長 松田宜親 産 業 課 長 高 野 建設 課長望月真人 土地対策課長 伊藤天心 環境上下水道課長 水 上 武 正 下部支所長 内藤哲也 身 延 支 所 長 千頭和康樹 学校教育課長 深沢 生涯学習課長中山耕史 施設整備課長 羽賀勝之

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 大村 降 音 係若狭秀樹 録

開会 午前 9時00分

○議会事務局長 (大村隆君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

(あいさつ)

ご着席ください。

○議長(柿島良行君)

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した請願第1号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、野島俊博君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長 (野島俊博君)

それでは早速でございますけども、報告をいたします。

(以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(柿島良行君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

次に予算決算常任委員会に付託しました議案第58号、議案第61号、議案第62号および 議案第65号について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、上田孝二君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長(上田孝二君)

それでは報告いたします。

(以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(柿島良行君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に、議員報酬適正化検討特別委員会から議員報酬に関する調査検討結果について委員長の報告を求めます。

議員報酬適正化検討特別委員会委員長、川口福三君。

登壇してください。

○議員報酬適正化検討特別委員長 (川口福三君)

(以下、議員報酬適正化検討特別委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(柿島良行君)

以上で議員報酬適正化検討特別委員会委員長の報告を終わります。

川口委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第58号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号)の討論を行います。 まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第58号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号)のうち2款総務費、1項総務管理費、13目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費、6節新型コロナウイルス検査費用町単独助成事業の412万5千円について、反対討論いたします。

今年の1月22日付けで、町外の介護施設から本町の利用者に自費で抗原検査をして陰性が確認できないと施設を利用することができないと連絡があったと相談がありました。毎月ショートステイへ入所するたびに仕事を休んで病院に高齢者を連れて行き、検査するにもお金がかかって大変と話されていました。

相談を受けて早速、何とかならないかと役場に行きました。3月定例議会でもこの問題で負担が多いので早く補助をしてほしいと一般質問をしました。町長の答弁で、できるだけ早く補助制度の確立に向け検討していくとあり、今回の6月議会の補正でやっと予算が付きましたが、月に1回のショートステイの利用で最初の1回だけは国の制度を使って無料でできるが、あとの月は検査で7,50円の半額の3,750円の負担がかかるという予算です。コロナ禍で毎日大変な生活をしている高齢者や家族にとって、毎月3,750円の負担がどれだけ重いか理解できないのでしょうか。困っている町民に寄り添う行政でなければならないと思います。国の制度が使えなくて、町単独助成制度といっても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金を使うのではないですか。コロナウイルス感染で困っている高齢者に半額負担させる、 この予算に賛成することはできません。

以上です。

○議長(柿島良行君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員(広島法明君)

議案第58号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第2号)、先ほどの総務費中の13目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費の細目6新型コロナウイルス検査費用町単独事業費のうちの抗原定量検査費用補助金についてですけど、もともとが町内施設の通所の際にはそういったことがなかったですけど、町外施設の利用者についてそういった事例があるということをもとに今回の補助制度をしたと思いますけど、こういった補助制度につきましては、全員が困窮世帯ということなら本当に全額補助、高率の補助ということも必要かもしれませんけど、ある程度のところにつきましては、受益者負担という観点からも補助率2分の1というのは適正だと思いますので、今回の議案第58号については賛成いたします。

以上です。

○議長(柿島良行君)

次に反対討論はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

新型コロナウイルス検査費用助成事業については、先ほど渡辺議員から発言がありましたので省略いたします。

私は2款1項総務管理費の13目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費のうち細目3やまなしグリーン・ゾーン認証制度取得奨励事業の100万円について、反対の討論をいたします。

この補正予算の概要を見ても山梨県で実施しているやまなしグリーン・ゾーン認証制度を町内の全事業者が実施できるよう事業者への参加支援・啓発をし、町内全域が安心・安全な環境を整えるとだけありますが、実際に説明を聞いてみると、このやまなしグリーン・ゾーンに関しては1件が2万円で30件、合計で60万円。その他、「無尽でお助け」めざせ!みんなで100億円キャンペーン」に8万円で3件、これが24万円。その他16万円を合わせて100万円ということで、観光課からの説明を聞かないと内訳がまったく不明であるということが判明いたしました。このような予算書の作り方自体に問題があるのではないかと思いますし、この100万円というのが、私は5万円で20件くらいの話かなと思いましたら、そういう説明でございましたので、今後そういうふうな議員や町民の目をごまかすような予算書の作り方には信頼がおけませんので反対いたします。

○議長(柿島良行君)

次に賛成討論はありませんか。

(なし)

ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

反対討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

議案第58号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の討論を 行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

議案第61号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を 行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

議案第62号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)の 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

日程第9 議案第64号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(拳手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第65号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号) の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

議案第65号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 同意第4号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。 本案は人事案件であるため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって同意第4号は討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから同意第4号について採決を行います。

なお、この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起文全員)

起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第2号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。 お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任と意見を付すことに決定しました。

日程第13 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第3号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。 お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任と意見を付すことに決定しました。

日程第14 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第4号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。 お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任と意見を付すことに決定しました。

日程第15 請願第1号 県道割子切石線の新バイパス建設と大道川の改修工事に関する請願書 について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から 委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定により、お手元に配布した申出 書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。 お諮りします。

本日、追加議案が1件提出されました。

これを本日の日程に追加し審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案第66号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。 町長から本案について提案理由の説明を求めます。 望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは追加議案第66号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第3号)について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正の欄をご説明したいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,478万5千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,297万9千円とする。

なお、内容につきましては、このあと財政課長から説明をいたしますが、主立った概要につきましては、まず接種会場をすこやかセンターで7月から始めるのを体育館でずっと継続するということに関しての費用が含まれています。

それと職員体制を内部で、福祉保健課に1人異動させて体制を整えました。それとあと会場で、いろいろ作業をする職員も1日目にかなり混乱があったものですから、2日目以降、職員をおおぜい出させていただいていますので、土日勤務となりますので、時間外などの諸手当も増額させてもらっています。

細かい内容については、財政課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第66号の内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野美秀君)

それでは、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

歳入予算について、増減額の理由についてご説明させていただきます。

15款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金751万5千円を計上し、2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,751万8千円を計上いたしました。いずれも負担率、補助率は10分の10であります。

20款1項1目繰越金24万8千円を減額いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

3款1項5目介護保険費、細目1介護保険特別会計繰出金25万円を減額いたしました。これにつきましては、一般会計補正予算(第2号)で25万円を多く繰り出しましたので、今回減額を行いました。

2ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、細目1保健衛生事務費425万2千円を増額いたしました。 これにつきましては、6月9日付け職員の人事異動に伴う人件費予算の増額であります。

4款1項2目予防費、細目6新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事務費に1,419万円を計上いたしました。内容は職員時間外勤務手当1,062万円、管理職員特別勤務手当87万6千円、会計年度任用職員保健師1名分の人件費269万4千円であります。これにつきましては、5月23日よりワクチン接種が始まり、反省点をもとにワクチン接種がスムーズに行われるために配置体制の見直しを行ったことによる職員等の増員のための増額であります。細目7新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業費1,021万2千円を計上いたしまし

た。内訳はワクチン接種会場(下山小学校)体育館床面清掃業務委託費11万8千円、ワクチン接種web予約システム導入業務委託費332万8千円であります。これについては、64歳以下のワクチン接種が始まります。携帯電話でのQRコードからアクセス可能にすることにより24時間予約受け付けが可能になります。また、現在行っている電話予約受け付けについても引き続き行っていきます。

ワクチン接種会場玄関スロープリース5万5千円。

3ページをお開きください。

ワクチン接種会場玄関・廊下マットのリース料7万5千円。

ワクチン接種会場空調設備用大型発電機のリース料32万6千円。

ワクチン接種会場用備品購入費694万1千円であります。移動式スポットエアコン大型3台、中型1台であります。これにつきましては、接種会場へスポットエアコンを4台設置して暑さ対策に対応いたします。

9款3項1目防災費、細目1防災事務費425万円を減額いたしました。これについては、 6月9日付け職員の人事異動に伴う人件費予算の減額であります。

以上で議案第66号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。 すみません、訂正をさせていただきます。

先ほど、私が言いました細目 7 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に 1,0 2 1 万 2 千円と申し上げましたが、 1,0 8 4 万 3 千円を計上いたします。

2ページをご覧ください。細目7新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に1,021万 2千円と申し上げましたが、1,084万3千円といたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長(柿島良行君)

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第66号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

望月悟良君。

○3番議員(望月悟良君)

1点、質問いたします。

8ページの今、説明がありましたけれども、委託料の中でその他業務でワクチン接種web 予約システム、先ほど説明で、今、高齢者から順次年齢を下げて、今、接種を行っておるわけ でございますけども、64歳の人も対象にしての携帯の端末からでも予約ができると、こういっ たような説明があったんですけど、もう一度、その内容について説明いただきたいと思います。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えいたします。

今回のweb予約システムにつきましては、インターネット回線からの予約を受け付けるようにということの中で、接種券のほうにあらかじめQRコードを印字いたします。それを携帯電話でかざすことによりまして接種券番号ですとか、あと名前、住所を入力しなくても接種会場とスケジュール、時間帯を選ぶということの中で予約ができるというものでございます。電話と違いまして短時間のうちに大量に処理ができるということになりまして、住民の負担を減

らすことができるということであります。

先ほど財政課長が言いましたように併せまして現状も電話予約を行っているんですがweb 予約システムの枠と電話の予約、2つを今後も並行して行っていくようになりますのでよろし くお願いいたします。

以上です。

○議長(柿島良行君)

望月悟良君。

○3番議員(望月悟良君)

今、高齢者の方は電話が主になるんではないかと理解しております。分かりました。

それで、これ1つ要望なんですけど、現状、私もちょっと一般の方からお話を聞いたわけですけれども、今、あそこの会場へ、下山の体育館会場で接種を行っておるわけですけども、広報等を通じて、地図で会場を図示してあるんですけども、何か入口の付近に標識があればいいなということを何人かから伺っておるわけですけども、これは要望なんですけども、できればそういった対応ができれば、もっと会場へ一般の方が行きやすくしていただければと。これは要望でございますけども、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(柿島良行君)

ほかに質疑はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

7ページの会計年度任用職員報酬で保健師1人分とありますけども、この人の任期と、それから保健師、この方はもともと町の保健師だった方なのかどうか、その点について。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

お答えします。

今回、予算計上しました会計年度任用職員、こちらにつきましては現状の町内外を問わず保健師を募集していきます。そういった中、ワクチン接種業務にこちらの方に協力願うということで今後、業務をお願いするということになります。

期間はこのあと募集をかけまして、来年3月までということの中でお願いするようになります。

以上です。

○議長(柿島良行君)

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

ということは、もともと町の職員だった方ではない方を募集かけるという、そういうことで すね。

○議長(柿島良行君)

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長(望月融君)

保健師って、なかなか職種が難しいところもございまして、今、予定しているのも町内外を 問わずということで保健師の方を現状募集する中でお願いをしていきます。

以上です。

○議長(柿島良行君)

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

これから議案第66号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定しました。 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。 ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

皆さま大変お疲れさまでした。

令和3年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は6月7日に開会され本日までの5日間、柿島議長のもと私どもの提案いたしました追加1件を含む13件の提出案件に対しまして真摯にご審議をいただき、ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本議会でご議決いただきました令和3年度補正予算等の執行、特に新型コロナウイルス関連 予算につきましては、職員一丸となって最善な予算執行に努めてまいりますので、議員の皆さ まには今後もなお一層のご指導、ご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

昨年は本日の11日に関東甲信は梅雨入りをいたしました。今年はまだ梅雨入りしておりませんが、暑くうっとうしい日々が続いております。

議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。 5日間、ありがとうございました。

○議長(柿島良行君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期5日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝申し上げます。

さて、本町でも去る5月23日から高齢者の新型コロナ感染症ワクチンの集団接種が始まり、 その後、予定どおり接種が実施をされております。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束に向け、ワクチン接種が早期に完了できますよう町長はじめ執行部、また医療従事者の皆さまのなお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和3年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長(大村隆君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時57分

上記会議の経過は、委託先(株)東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋 男が録音テープから要約し、議会事務局長大村隆が校正したものであるが、 その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署名議員

同 上

同 上